

猪名川町こども計画（案）

令和 7 年度～令和 11 年度

猪名川町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の概要	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	1
(2) 国における近年の動向	2
(3) 計画の位置づけ	5
(4) 計画の期間	6
(5) 計画の対象	7
2. こども・若者の現状と課題	8
(1) こども・若者に関する統計データ	8
(2) 「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」「猪名川町子どもの貧困対策計画」の 取り組み	20
(3) 本町におけるこども・若者の主な課題	22
第2章 計画の実現に向けて.....	27
1. 計画のめざすもの	27
(1) 基本理念	27
(2) 基本的な視点	28
(3) 基本目標	29
2. 施策の展開	31
(1) 計画の体系	31
(2) こどもから若者への切れ目のない支援	32
基本目標 1. 安心して子育てできる環境づくり	34
基本目標 2. こどもたちを健やかに育む環境づくり	47
基本目標 3. 配慮が必要なこどもと家庭への支援の充実	60
基本目標 4. 若者の未来に向けた応援・支援	72
第3章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策.....	83
1. 教育・保育の提供区域	83
2. 児童人口の推計	83
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制	84
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	87
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	107
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	108

第4章 計画の推進に向けて.....	109
1. 計画の推進.....	109
2. 点検・評価体制	109
3. 指標と目標設定一覧.....	110

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化など、こども・若者・子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化しています。

この5年間の環境の変化として、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こども・若者の利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現をめざすことが示されました。「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。令和5年4月には、こども基本法の施行、及びこども家庭庁が創設され、さらに同年12月にはこども大綱の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とし、新事業の創設に向けた検討も進められています。

新たな制度のもと、「すべてのこども・若者が健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会」をめざすとともに、こども・若者の視点に立ち、良質かつ適切な施策を進めることが必要となっています。

猪名川町（以下、「本町」という。）では「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」を基本理念とした「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、多様な支援施策の充実に取り組んできました。また、同年に策定した「猪名川町子どもの貧困対策計画」では「現在から未来へと夢・希望が広がるまち 猪名川」を基本理念とし、生まれ育った環境等によって将来が左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な支援と環境整備を図ってきました。

このたび、両計画の計画期間が令和6年度末をもって終了すること、また、すべてのこども・若者に対して切れ目なく施策の推進を図るために、「猪名川町こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 国における近年の動向

1) こども基本法の施行

すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法が、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。社会全体でこども施策(※)を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる「こども大綱」の策定や、こども・若者等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められました。

(※) こども施策とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策、その他の分野におけるこどもに関する施策をいい、当該施策の性質上こどものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとする。

2) 子ども・子育て支援法の改正

● 妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行うこととなりました。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が令和6年度から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう、提供体制の整備が行われます。また、改正児童福祉法でも支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援(妊産婦等生活援助事業)が制度に位置づけられました。

● 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の創設

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等の施設を利用できる新たな通園給付「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を創設することとなりました。

3) 児童福祉法・母子保健法の改正

● 家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業等)について

家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規3事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要であることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による提供も勘案することとされています。

● こども家庭センター及び地域子育て相談機関が努力義務化

こども家庭センターと地域子育て相談機関の整備が努力義務化されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が有して

きた機能を引継ぎ、妊産婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたります。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設で、中学校区ごとに整備するよう努めることとされています。また、これらこども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても推進していくこととなりました。

● こどもの権利擁護に関して

都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭のこどもに対する入所措置や一時保護等の際、こどもの利益を考慮し、意見を反映させるためにこどもの意見聴取等を行うこととなりました。

また、社会的養育経験者・障がいのあるこどもの入所施設の入所児童等に対する自立支援を強化していくこととなりました。

4) こども未来戦略の策定

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育てをされている人の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。「子育て世帯の家計を応援」「すべてのこどもと子育てを応援」「共働き・共育てを応援」するための施策が盛り込まれています。出産・子育て応援交付金や児童手当の拡充などが進められています。

5) 「こどもの居場所づくりに関する指針」の策定

誰一人取り残さず、こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりの推進が定められました。

SDG s とは

SDG s とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。令和 12 年までの達成に向けて、貧困の撲滅や人や国の不平等をなくす対策等、世界の国々が解決すべき課題に関する 17 の目標とそれらを達成するための具体的な 169 のターゲット、230 の指標で構成されています。これらは、発展途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

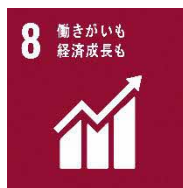
本計画において、「誰一人として取り残さない」社会の実現に向け、SDG s の視点を持って施策の推進を図ります。



17 の目標のうち、本計画と特に関連の深い項目



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

また、本計画は、次の法律に基づく計画を包含するものとします。

- 子ども・子育て支援法（第 61 条）

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。

- 次世代育成支援対策推進法（第 8 条）

次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置づけ、すべてのこどもとその家庭を対象に、今後進めていくこども・子育て支援の方向性や目標を定めます。

- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第 10 条第 2 項）

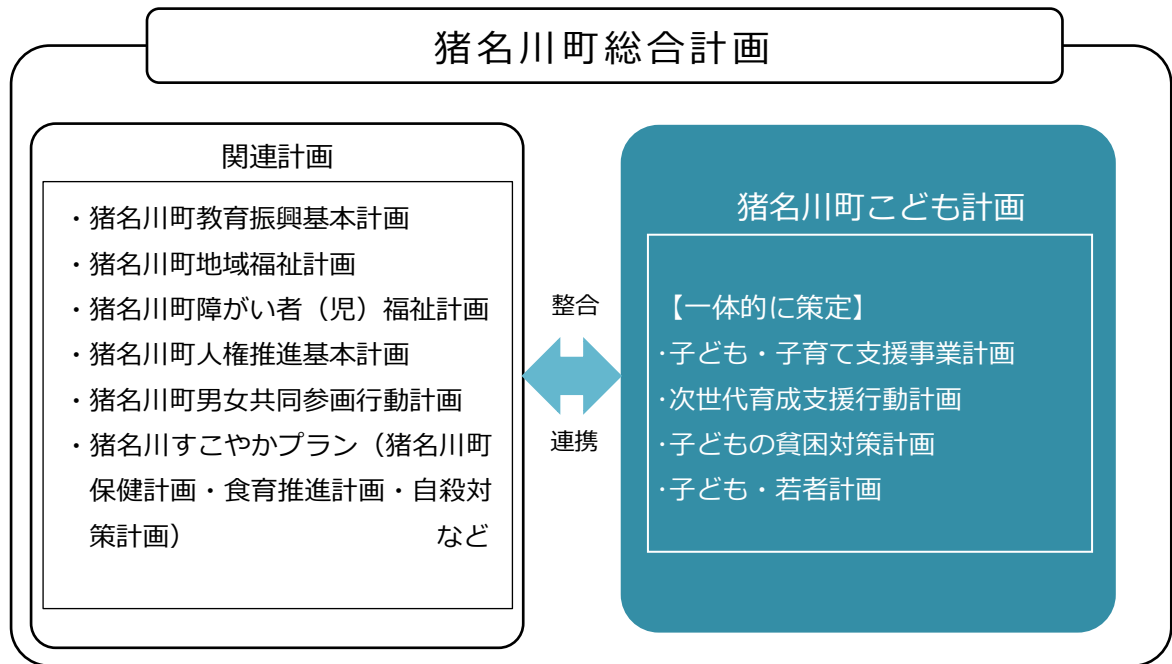
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置づけ、こどもの貧困対策について定めます。

- 子ども・若者育成支援推進法（第 9 条）

子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」として位置づけ、こども・若者の育成支援施策について定めます。

2) 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「猪名川町総合計画」と整合を図るとともに、こどもを取り巻く教育、福祉、保健、医療などの分野における「猪名川町教育振興基本計画」「猪名川町地域福祉計画」「猪名川町障がい者（児）福祉計画」「猪名川町人権推進基本計画」「猪名川町男女共同参画行動計画」「猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）」などの関連計画との整合・連携を図りながら、こども関連施策を総合的に推進していきます。



（4）計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を期間とします。なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
計画 期間	第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画					猪名川町こども計画 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 子どもの貧困対策計画 子ども・若者計画				
	猪名川町子どもの貧困対策計画									

(5) 計画の対象

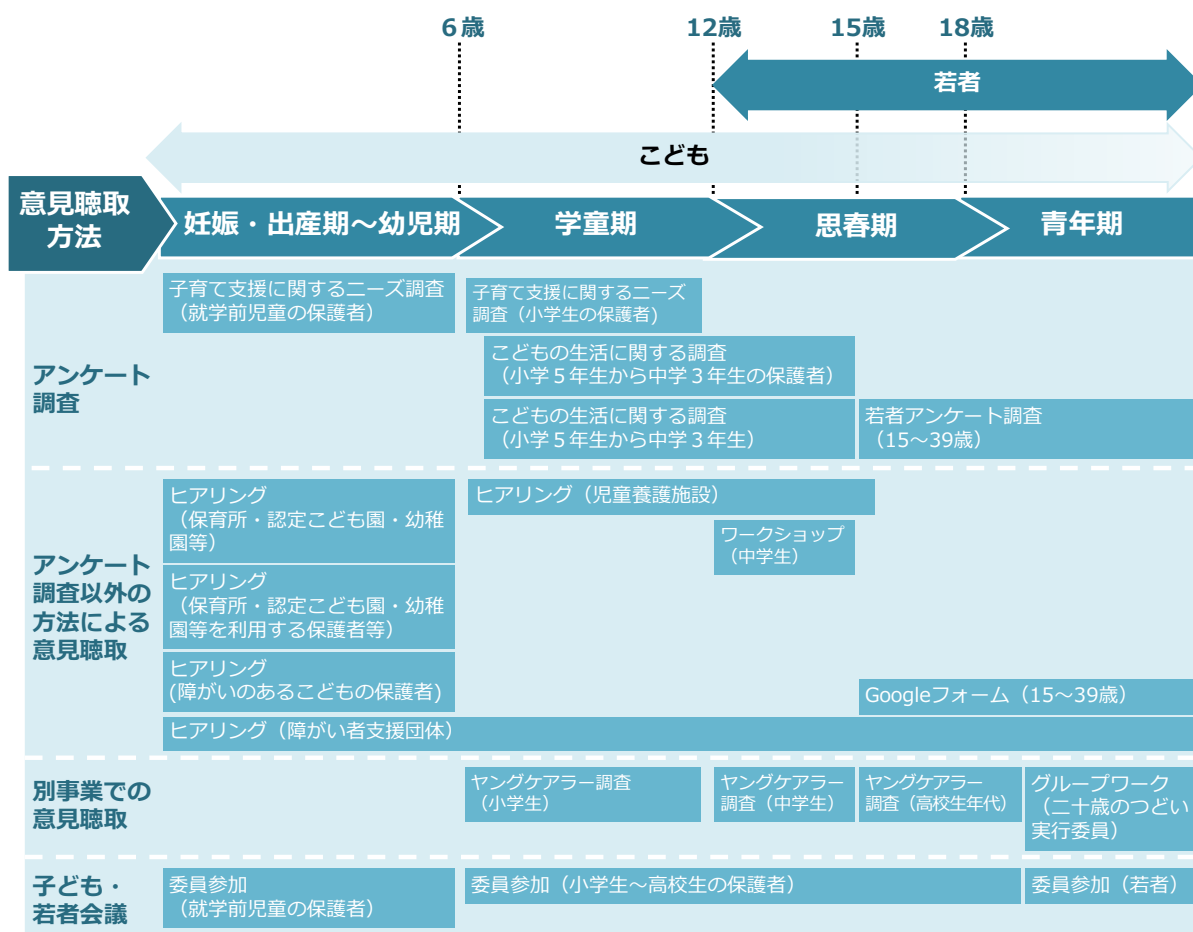
本計画は、すべてのこども・若者とその家族、地域・住民、事業者などを対象とします。

こども基本法において「こども」は、「心身の発達の過程にある者、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」とされています。年齢による定義はありません。「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、中学生からおおむね 30 歳未満（施策によっては 40 歳未満）とされています。

上記を踏まえ、本計画における「こども」は「心身の発達の過程にある者、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」、「若者」は中学生～39 歳までと定義します。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、18 歳以上を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

本計画の策定に際し、こどもの最善の利益を第一に考えながら、様々な方法を用いて、こども・若者に意見聴取を行い、計画に反映させるよう努めました。

<こども・若者の意見聴取方法>



2. こども・若者の現状と課題

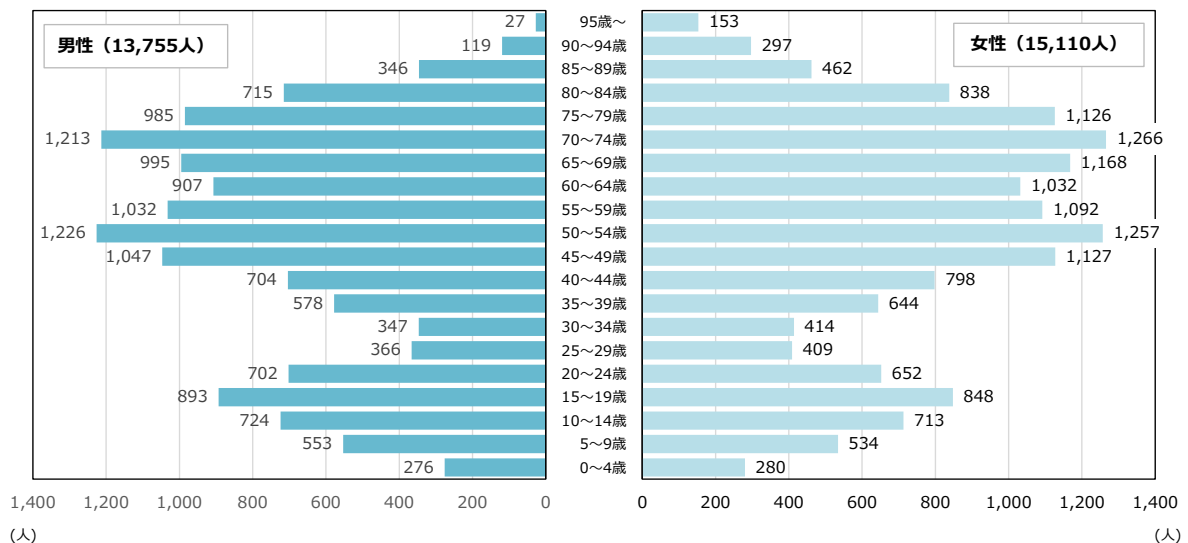
(1) こども・若者に関する統計データ

■ 人口の動向

1) 人口の構造

本町の人口は、男性 13,755 人、女性 15,110 人となっています。人口構造をみると、少子高齢化が進んでいます。

<人口ピラミッド>

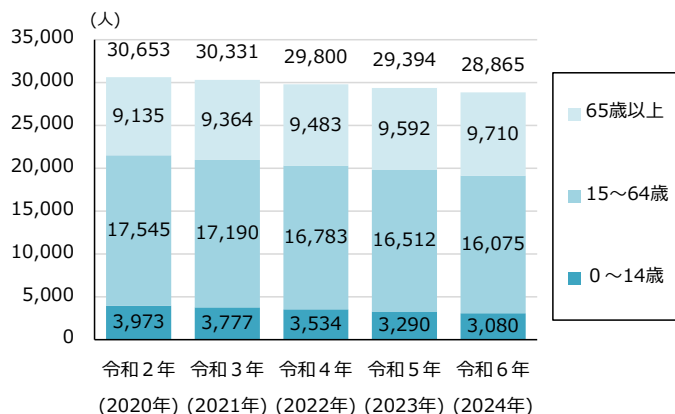


資料：猪名川町「住民基本台帳人口」（令和6年4月1日）

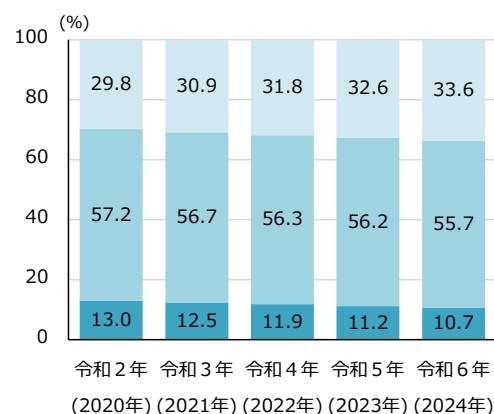
2) 人口の推移

本町の総人口は減少しており、令和4年以降は3万人を下回っています。人口構造をみると、0～14歳の年少人口は減少傾向で推移し、年少人口割合も低下が続いています。

<年齢3区分別人口の推移>



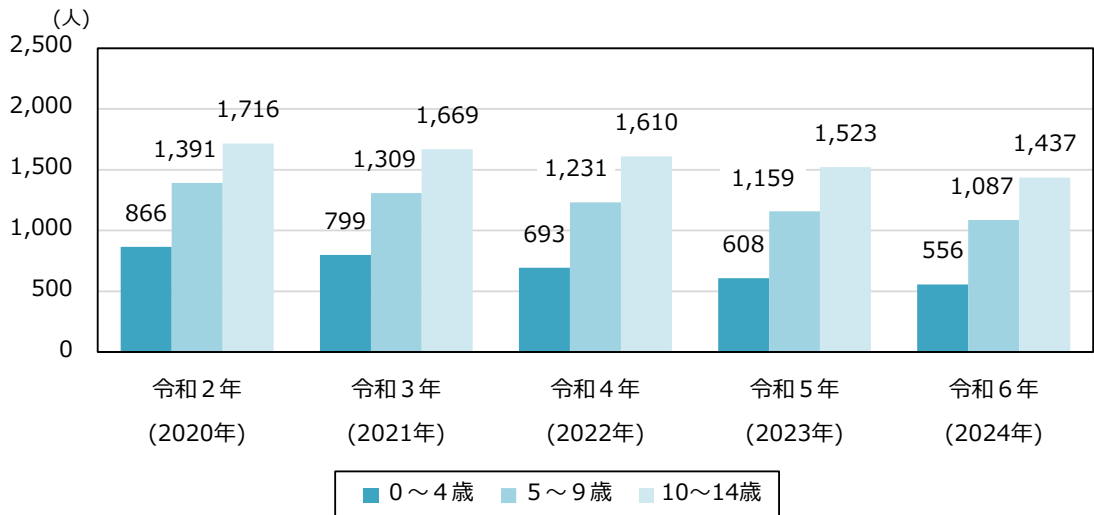
<年齢3区分別人口構成比の推移>



資料：猪名川町「住民基本台帳人口」（令和6年4月1日）

本町の年少人口を5歳階級別にみると、「0～4歳」「5～9歳」「10～14歳」のいずれも、減少傾向で推移しています。

＜年齢3区分別人口の推移＞



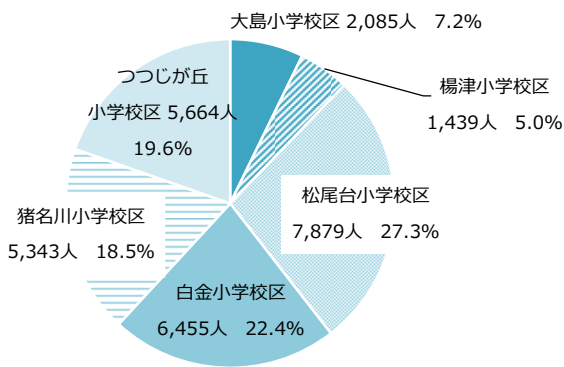
資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(令和6年4月1日)

3) 校区別人口の状況

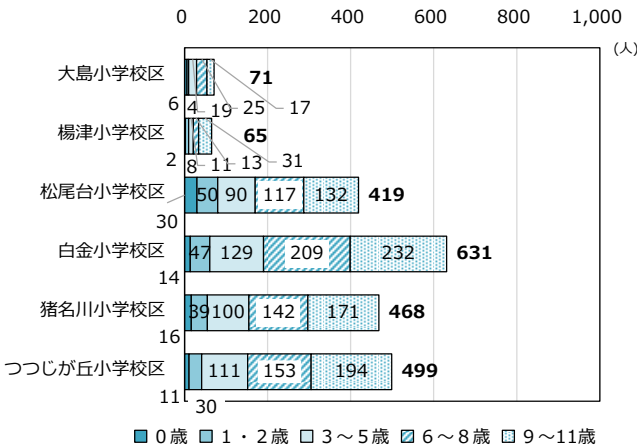
総人口に対する小学校区別人口割合は、松尾台小学校区が最も高く 27.3%、白金小学校区が 22.4%、つつじが丘小学校区が 19.6%などとなっています。

0～11 歳までの幼児・児童の人口は白金小学校区で 631 人、つつじが丘小学校区で 499 人と町内での割合は高くなっています。

＜校区別人口割合＞



＜校区別幼児・児童人口＞



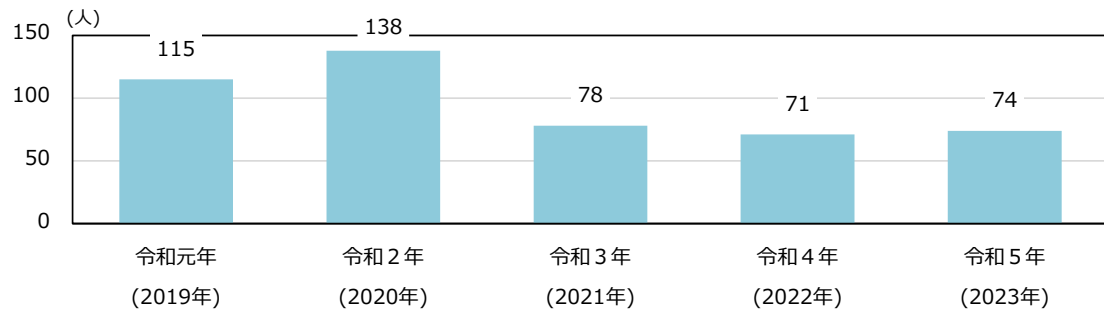
資料：猪名川町「住民基本台帳人口」(令和6年4月1日)

■ 出生の動向

1) 出生数の推移

本町の出生数は、令和元年から令和2年にかけては110～130人台で推移していましたが、令和3年以降は70人台となっています。

＜出生数の推移＞

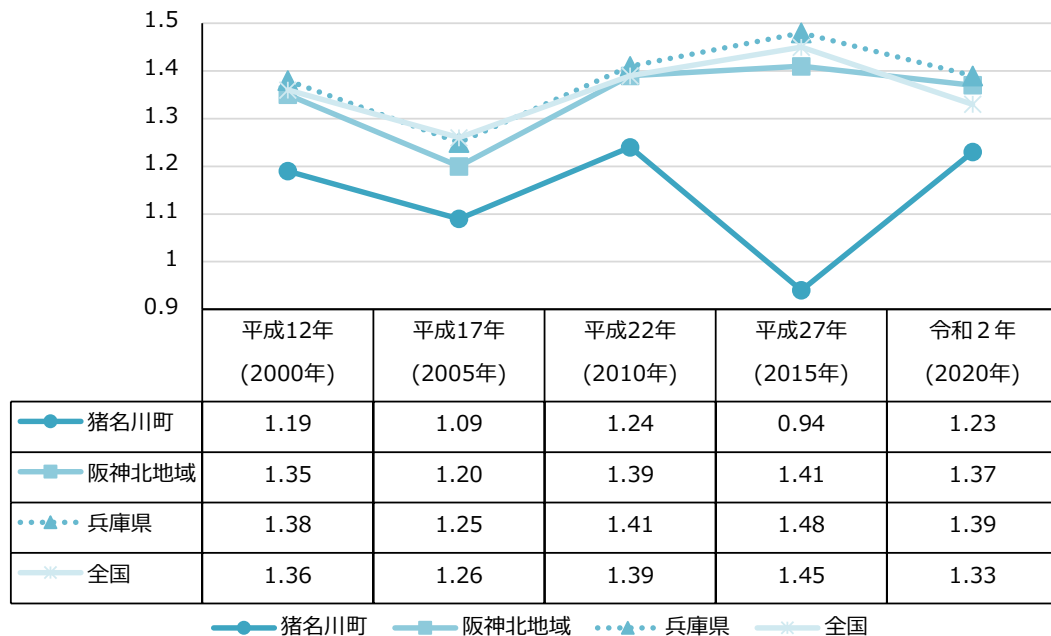


資料：厚生労働省「人口動態統計」

2) 合計特殊出生率の推移

長期的にみた本町の合計特殊出生率は、変動しつつ令和2年に1.23となっており、国や県よりも低い値で推移しています。

＜合計特殊出生率の推移＞



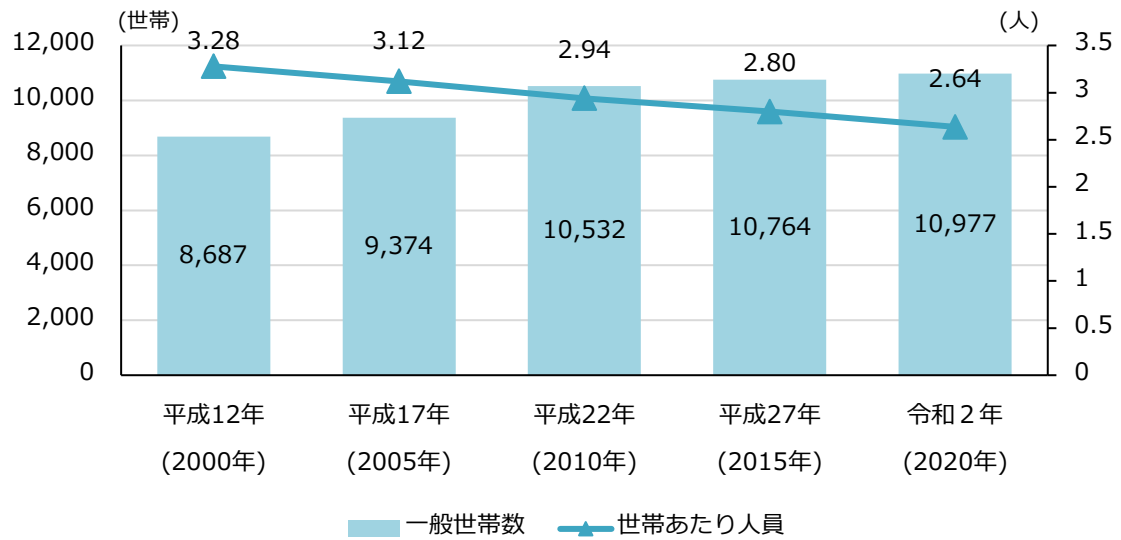
資料：兵庫県「保健統計年報」

■ 世帯の動向

1) 世帯数の推移

本町の一般世帯数は増加し続けており、令和2年に 10,977 世帯となっています。世帯あたり人員数は減少傾向にあり、令和2年は 2.64 人となっています。

＜一般世帯数・世帯あたり人員の推移＞

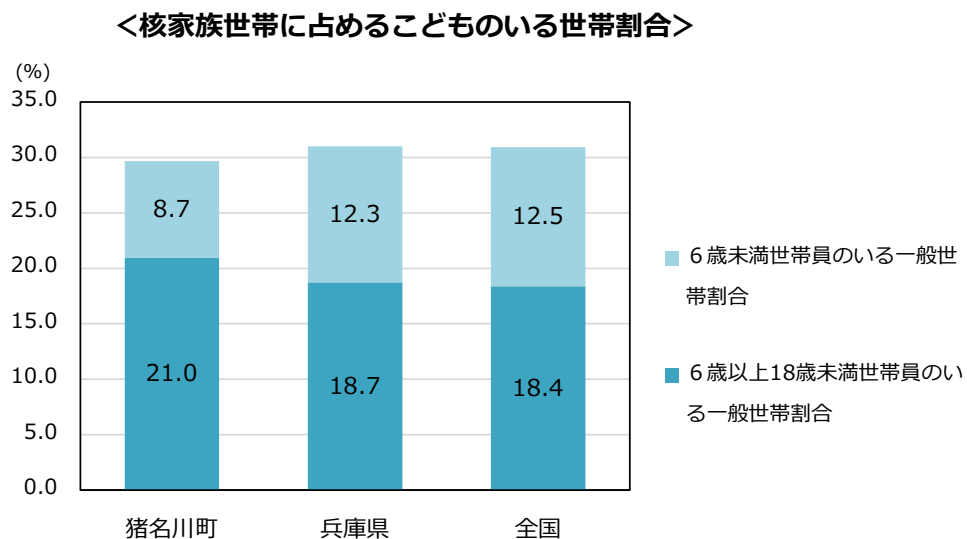
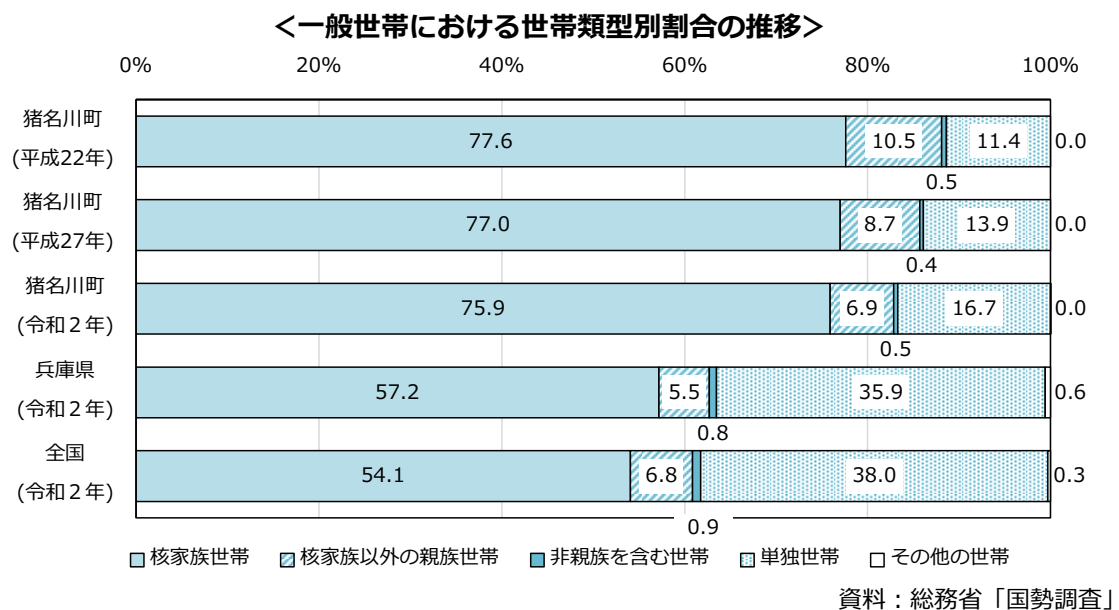


資料：総務省「国勢調査」

2) 世帯類型の状況

本町の世帯状況を家族類型別の割合で見ると、核家族世帯の割合が低下し、単独世帯の割合が上昇しています。

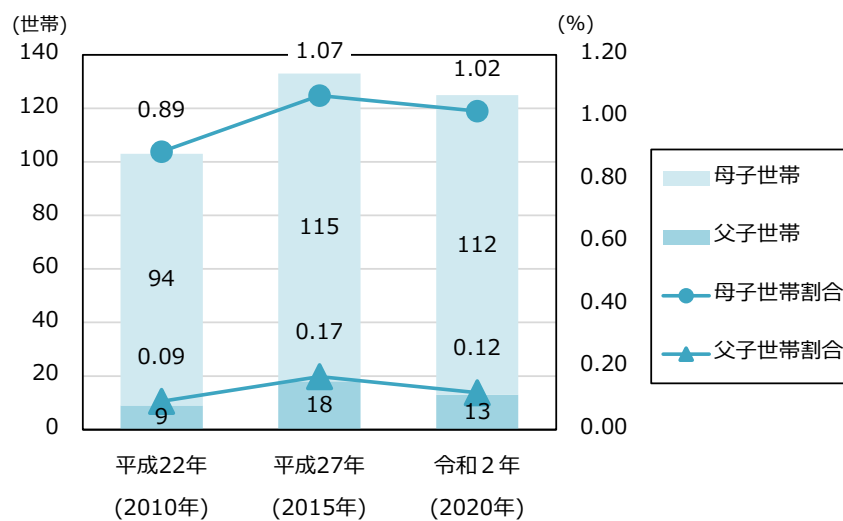
また、核家族世帯数に占める「6歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は県や国よりも低い一方、「6歳以上18歳未満世帯員のいる一般世帯割合」は、21.0%と県や国よりも高くなっています。



3) ひとり親世帯の状況

本町の母子世帯数は 90～120 世帯で推移しています。父子世帯数は 20 世帯以下で推移しています。

＜ひとり親世帯の推移（猪名川町）＞

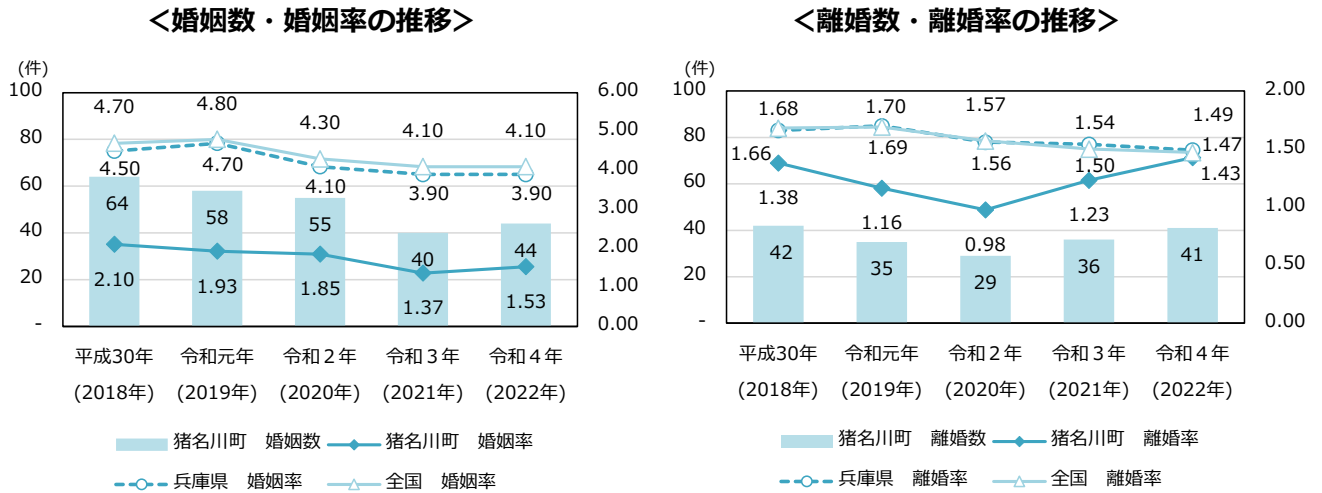


資料：総務省「国勢調査」

■ 婚姻の動向

1) 結婚・離婚の状況

本町における近年の婚姻件数は減少傾向となっています。離婚件数は 40 件前後で推移しています。婚姻率、離婚率ともに国や県よりも低くなっています。



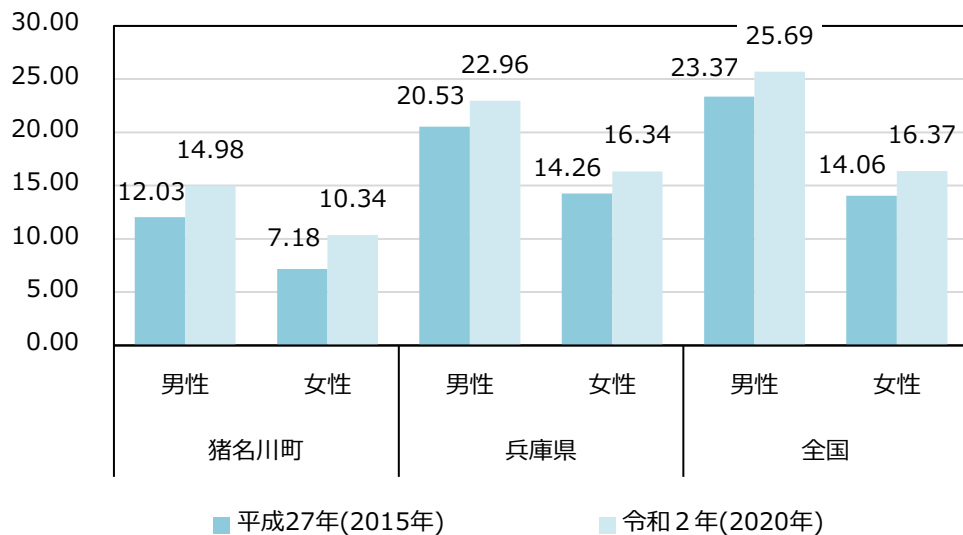
資料：厚生労働省「人口動態統計」

猪名川町の婚姻率・離婚率は兵庫県推計人口（各年 10 月 1 日現在）を用いて算出

2) 未婚の状況

本町の 50 歳時の未婚割合は、男女ともに国や県の値よりも低くなっています。

<50 歳時の未婚割合（45～49 歳の未婚率と 50～54 歳の未婚率の平均）の推移>

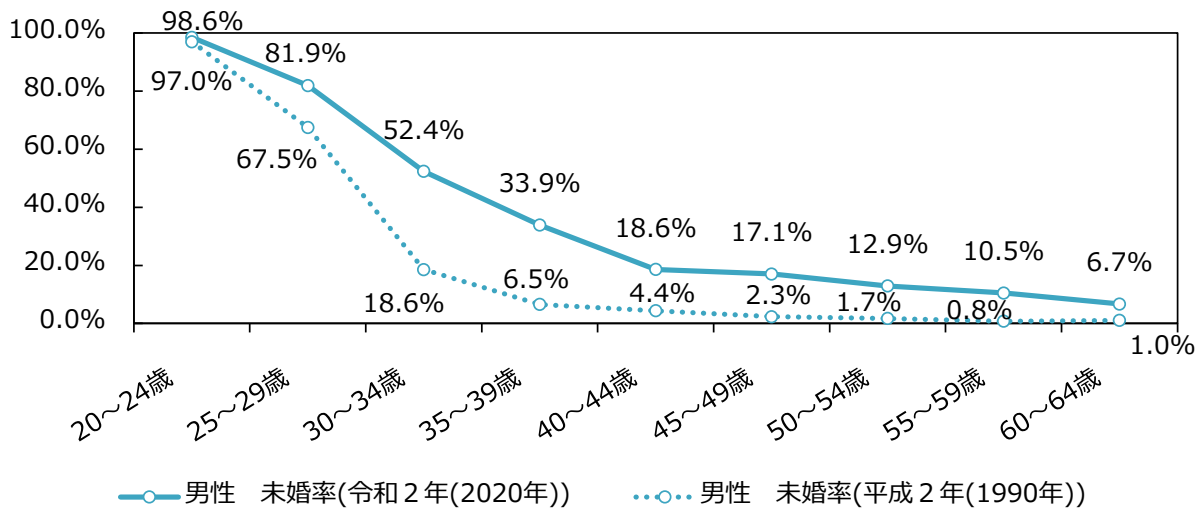


資料：総務省「国勢調査」より
配偶関係不詳を除き未婚率を計算

本町の男性の未婚率は平成2年から令和2年にかけて、すべての年齢で増加しています。特に、30歳台の未婚率が上昇しています。

本町の女性の未婚率は平成2年から令和2年にかけて、すべての年齢で増加しています。特に25～34歳の未婚率が上昇しています。

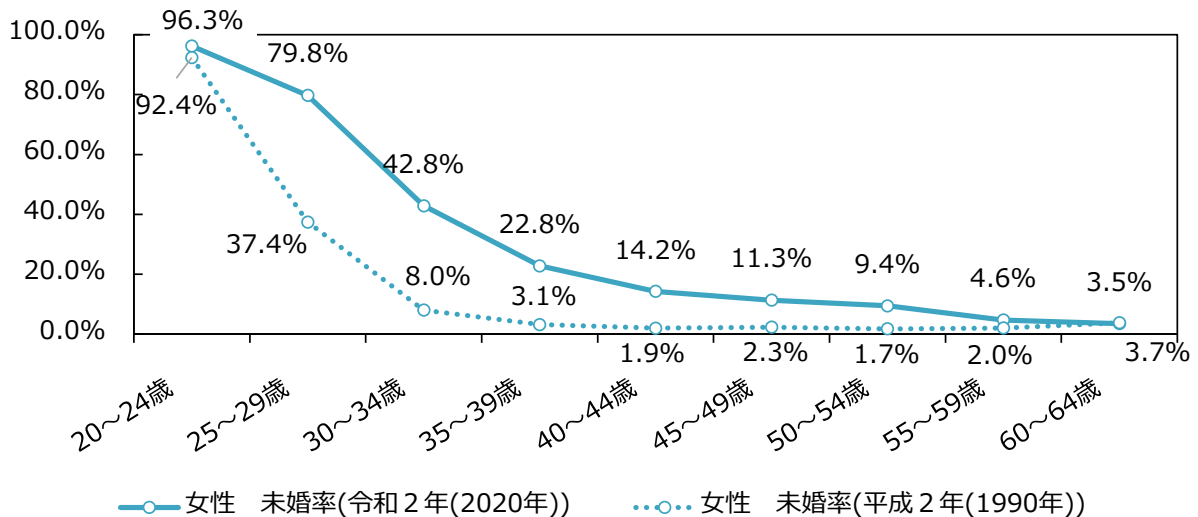
＜男性の未婚率の推移＞



資料：総務省「国勢調査」

配偶関係不詳を除き未婚率を計算

＜女性の未婚率の推移＞



資料：総務省「国勢調査」

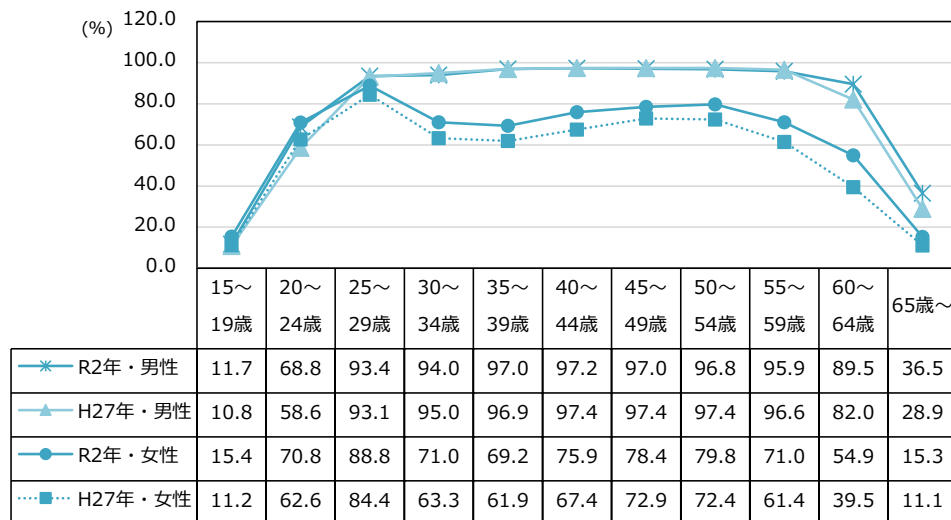
配偶関係不詳を除き未婚率を計算

■ 就労の動向

1) 労働力率

本町の労働力率を性別・年齢階級別にみると、男性では 25 歳から 59 歳まで 90% 台である一方、女性は 30 歳台でいったん低くなる M 字となっています。平成 27 年に比べ令和 2 年は女性の各年齢階級で労働力率は上昇しており、30 歳台の労働力率の低下が緩和されています。

＜性別・年齢 5 歳階級別の労働力率（猪名川町）＞

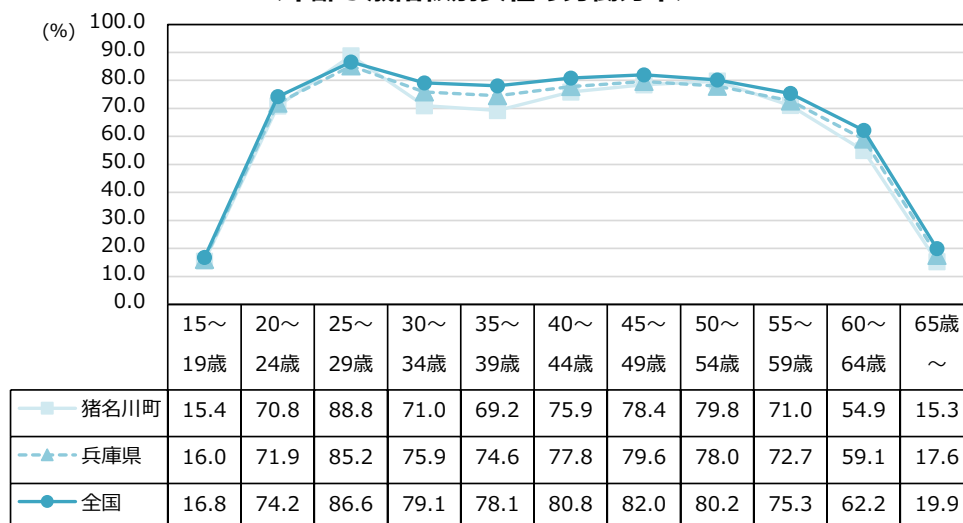


資料：総務省「国勢調査」

2) 女性の労働力率

令和 2 年の女性の年齢 5 歳階級別労働力率をみると、本町では 35～39 歳で最も低い M 字型カーブを描いています。20 歳台後半では、国や県の値を上回っていますが、その他の年齢階級では、下回っています。

＜年齢 5 歳階級別女性の労働力率＞



資料：総務省「国勢調査」（令和 2 年）

■ 母子保健の状況

1) 乳幼児健康診査の状況

本町における乳幼児健康診査の状況は以下のとおりです。

<乳幼児健康診査の受診状況>

項目			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
3・4 か月児 健診	対象者数	人	135	124	123	91	74
	健診受診者数	人	133	115	122	88	72
	受診率	%	98.5	92.7	99.2	96.7	97.3
	兵庫県受診率	%	98.4	96.1	99.0	98.1	98.5
	受診 結果	異常あり	人	36	43	40	24
		異常なし	人	97	72	48	48
			%	72.9	62.6	54.5	66.7
9・10 か月児 健診	対象者数	人	148	122	139	119	73
	健診受診者数	人	142	116	135	113	65
	受診率	%	95.9	95.1	97.1	95.0	89.0
	受診 結果	異常あり	人	49	36		18
		異常なし	人	93	80		47
			%	65.5	69.0		72.3
1歳6 か月児 健診	対象者数	人	195	155	142	115	118
	健診受診者数	人	182	115	173	112	110
	受診率	%	93.3	74.2	121.8	97.4	93.2
	兵庫県受診率	%	97.5	94.5	99.4	97.3	97.1
	受診 結果	異常あり	人	78	57	44	27
		異常なし	人	104	58	68	83
			%	57.1	50.4	60.7	75.5
3歳児 健診	対象者数	人	213	219	190	170	150
	健診受診者数	人	207	197	171	168	134
	受診率	%	97.2	90.0	90.0	98.8	89.3
	兵庫県受診率	%	97.2	94.3	99.3	96.0	97.9
	受診 結果	異常あり	人	76	53	60	45
		異常なし	人	131	118	108	89
			%	63.3	61.9	64.3	66.4

※ 3・4か月児健診について、猪名川町の平成30年度・令和4年度データについては精密検査結果「未把握」1件あり

※ 9・10か月児健診について、平成30年度、令和元年度は集団検診、令和4年度は個別健診、令和2年度、令和3年度は、コロナ禍のため、アンケートのみ実施

※ 1歳6か月児健診について、受診率が100%を超える場合は、コロナ禍で前年度に受診できなかった人が受診実人数に含まれています

※ 3歳児健診について、兵庫県の数値には神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市は含みません

資料：兵庫県集計（兵庫県健康福祉部健康局健康増進課）、住民課

■ 要保護児童対策の状況

1) 要保護児童対策の状況（児童虐待）

本町の児童虐待の相談件数は、近年増加し、令和5年度は2,167件と高止まり状態にあります。

＜児童虐待の相談件数＞

指標	単位	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童虐待の相談件数	件	1,705	1,724	1,988	2,386	2,167

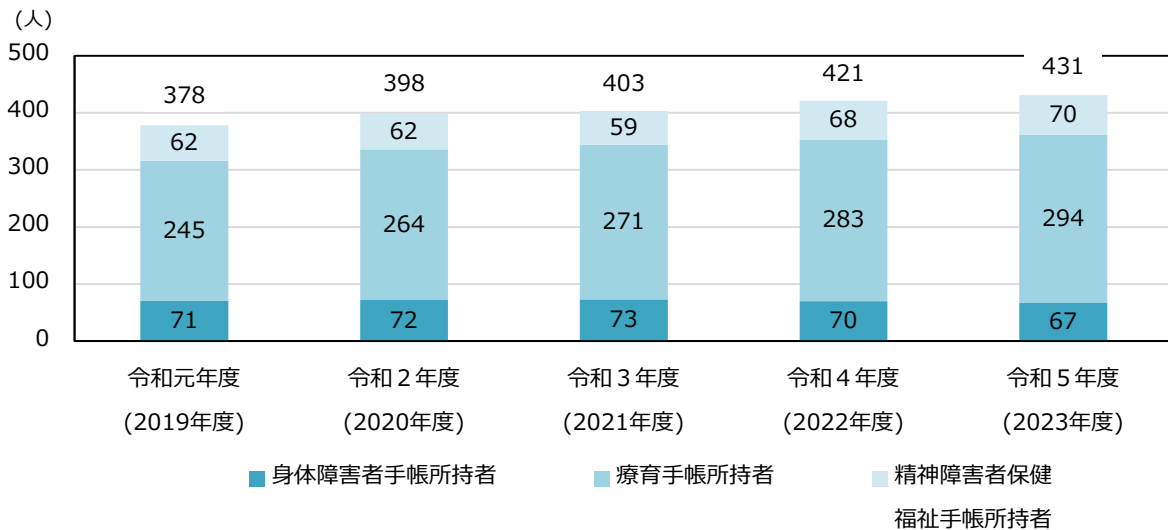
資料：こども課

2) 39歳以下の障害者手帳所持者の状況

本町の39歳以下の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。）は、令和5年度末で431人となっています。

障害者手帳の種類別でみると、令和元年度から令和5年度にかけて、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

＜障害者手帳所持者数（39歳以下）の推移＞

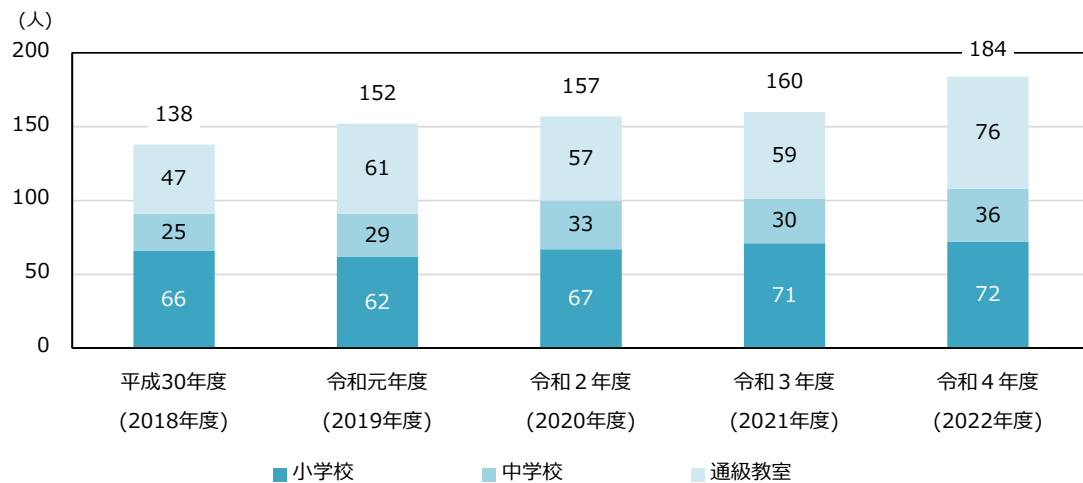


資料：福祉課（各年度3月31日現在）

3) 特別支援学級と通級教室の状況

特別支援学級の在籍者数を小中学校別にみると、令和4年度末で、「小学校」は72人、「中学校」は36人となっており、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向で推移しています。「通級教室」は令和4年度末において76人で、特別支援学級と同様に増加傾向となっています。

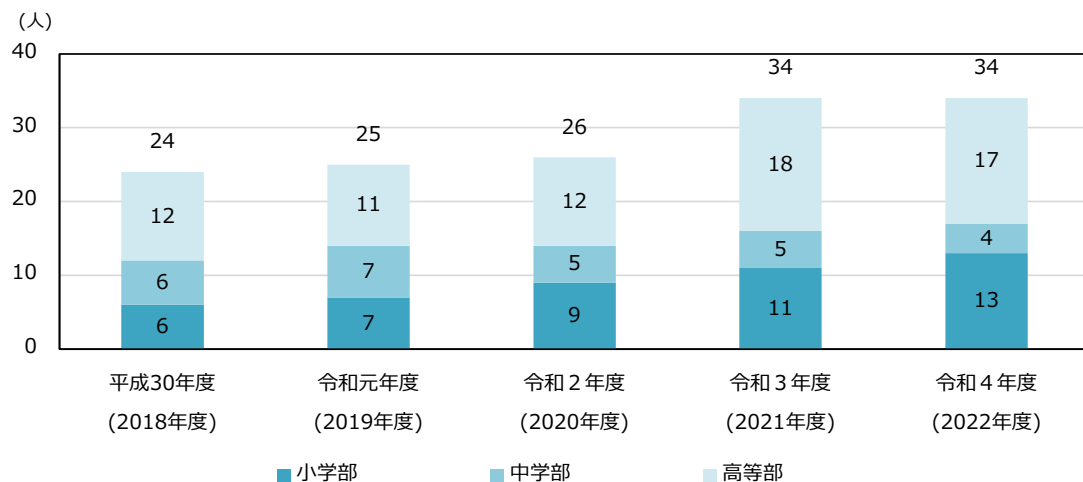
＜特別支援学級と通級教室の在籍者数の推移＞



資料：学校教育課（各年度3月31日現在）

特別支援学校・養護学校の在籍者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向で推移しています。

＜特別支援学校・養護学校の在籍者数の推移＞



資料：川西市立川西養護学校、県立こやの里特別支援学校、
県立高等特別支援学校、県立阪神特別支援学校

(2)「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」「猪名川町子どもの貧困対策計画」の取り組み

「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」では、「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」の基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、186の施策を展開しました。

基本目標1：子育て支援体制の充実

基本目標2：きめ細やかな配慮を必要とする家庭への支援

基本目標3：子どもたちを健やかに育む環境づくり

「猪名川町子どもの貧困対策計画」では、「現在から未来へと夢・希望が広がるまち 猪名川」の基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、38の施策を展開しました。

基本目標1：子どもの教育・学習に関する支援の充実

基本目標2：子育て家庭を取り巻く環境の充実

基本目標3：子どもと子育て家庭への経済的支援の充実

■ 「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」・「猪名川町子どもの貧困対策計画」の主な取り組み

1) 子育て世帯の経済的負担軽減

子育て世帯の経済的負担軽減として、国の制度である幼児教育・保育の無償化に加え、本町独自で3歳児～5歳児の給食費完全無償化を実施しました。また、令和5年度から小学6年生で給食費の無償化を実施しました。

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の医療費の無料化に加え、令和6年7月から高校生年代(※)の入院医療費の無料化を実施し、より安心して子育てできる環境を推進しました。

(※) 高校生年代は、18歳を迎えた後の最初の3月31日までのこととする。

2) 公立幼稚園における一時預かり保育

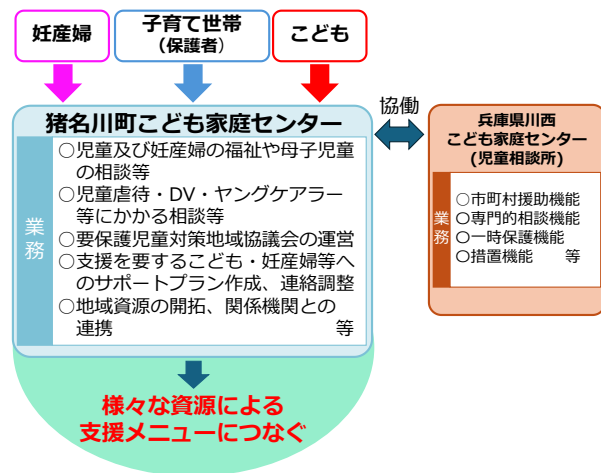
保護者の就労や社会参加、リフレッシュを含めて、保護者のニーズに応える子育て支援策として、令和3年5月から公立幼稚園で一時預かり保育を実施しました。

3) 子育て支援センターの拡充

令和6年度はこども課内の児童虐待、子育て支援、DV及びヤングケアラー・若者ケアラー（以下、「ヤングケアラー等」という。）にかかる相談支援機能を子育て支援センターに集約し、令和7年度の猪名川町こども家庭センター（以下、「こども家庭センター」という。）開設に向けて機能強化を図りました。

猪名川町こども家庭センターとは

猪名川町こども家庭センターは、こどもに関する一体的な相談支援を目的とした機関です。育児やこどもの成長・発達について相談したい人、こどもの問題で困ったり、悩んでいる人のために、相談にのったり、専門的・広域的な取り組みを行う兵庫県川西こども家庭センター（以下、「県こども家庭センター」という。）と協働して必要な助言や支援を行います。



4) 子育て支援ホームヘルパー派遣事業

子育て支援ホームヘルパー派遣事業については、利用期間や回数の拡充を行い、令和6年度からはヤングケアラー等のいる世帯も同事業を無料で利用できるような制度の拡充を図りました。

子育て支援ホームヘルパー派遣事業とは

産前・産後又はヤングケアラー等に該当する、家事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣する事業です。

家事援助（調理、衣類の洗濯又は補修、住居掃除又は整理整頓、生活必需品の買物など）を行います。



(3) 本町におけるこども・若者の主な課題

こども・若者に関する国の近年の動向や、本町の現状を踏まえ、主な課題をあげます。

■ 子育て支援体制についての課題

1) こどもへの切れ目のない保健・医療の提供

子育てに関して、未就学児の保護者が日ごろ悩んでいることは「病気や発育・発達に関すること」が最も多くなっています※¹。また、こども家庭センターに相談したいことは、「こどもの心身の成長・発達や障がいのこと」が5割程度で最も多くなっています※¹。母子保健と児童福祉の両面から子育て世帯をサポートし、安心して子育てできる環境づくりを進める必要があります。また、妊娠期から成人、さらには次の世代へと続いていく生涯を見据えた切れ目のない保健・医療を提供するとともに、慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援を行っていくことが大切です。

2) 教育・保育施設の整備

本町の女性の労働力率は各年齢階級で近年上昇しています。また、未就学児の母親の就労も進み、平日の定期的な教育・保育事業の利用も増加しています※¹。さらに、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用意向がある保護者は8割程度となっています※^{1,2}。将来的な就学前人口の減少や共働き世帯の増加などの保育需要を勘案した教育・保育施設の整備が必要です。

3) 共働き・子育ての推進

育児休業を取得する母親・父親は増加していますが、母親の育児休業取得率は5割、父親の育児休業取得率は2割程度となっています※¹。夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、引き続き、取り組みを行う必要があります。

4) 子育てに伴う経済的負担の軽減

本町が子育て支援を推進するために取り組んでいるサービスについて、「乳幼児等医療費助成制度 こども医療費助成制度」「給食費無償化」は9割以上の人が「重要」と回答しています※^{1,2,3}。安心してこどもを産み、育てられるよう、引き続き、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る必要があります。

■ こどもの健やかな成長についての課題

1) こどもが権利の主体であることの社会全体での共有等

本町において、こどもが意見を表明する権利について聞いたことがある人は5割程度にとどまっています^{※4}。こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくことが大切です。

2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動の充実、生活習慣の形成・定着は、こどもの健やかな成長にとって大切です。

地域のお祭りや行事、ボランティア活動への参加が進んでおり、地域活動への参加意向のあるこどもは6割程度となっています^{※5}。地域活動への参加を促進し、様々な体験をしながら、いきいきと活躍できる機会づくりを進めていく必要があります。

3) こどもの自殺対策、犯罪等からこどもを守る取り組み

こどもが抱えている様々な生きづらさへの支援として、引き続き自殺対策を推進していく必要があります。

また、こどもの携帯電話（スマートフォン）の所持率やインターネットの利用率は増加しており^{※5}、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組む必要があります。

さらに、犯罪等からこどもを守るために、虐待やDV等様々な事案に関する相談支援体制の充実に取り組むとともに、問題が発生した場合、警察をはじめとする関連機関と連携し、即時対応できる体制を整備していく必要があります。

4) 放課後児童の健全育成

留守家庭児童育成室（学童保育）は、特に小学校低学年時に放課後を過ごす場所の一つとなっており、利用意向について増加しています^{※1}。また、本町が子育て支援を推進するために取り組んでいるサービスの中で、「留守家庭児童育成室（学童保育）」は9割以上の人が「重要」と回答しており^{※1,2,3}、サービスの充実を図る必要があります。

■ 配慮が必要な子どもと家庭についての課題

1) 児童虐待防止対策

児童虐待は子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。本町の児童虐待の相談件数は、近年増加し、令和5年度は2,167件と高止まり状態にあります。子どもが安心して健やかに成長できるための環境を、大人が保障していく必要があります。

2) ひとり親家庭への支援

「国勢調査（令和2年）」における本町の母子世帯数は112世帯、父子世帯数は13世帯となっています。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む必要があります。

3) 障がいのある子どもに対する支援

本町の39歳以下の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。）は、令和5年度末で431人となっています。特別支援学級の在籍者数を小中学校別にみると、令和4年度末で「小学校」は72人、「中学校」は36人となっており近年増加傾向で推移しています。「通級教室」は令和4年度末において76人と増加しています。障がいや発達に特性のある子ども、医療的ケア児等、それぞれのこどもの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加等を支援していく必要があります。

4) 生活に困っている世帯への支援

本町の相対的貧困率は、「子供の生活状況調査（令和2年度）」における全国の相対的貧困率と同程度となっています^{※3}。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を総合的に推進する必要があります。

■ 若者の社会的自立についての課題

1) 若者の社会的自立

若者が、今、悩んでいることや困っていることについて、「将来のこと」が最も多く、次いで「就職や職場、仕事のこと」が続いています^{※4}。若者にとって、経済的な不安がなく、将来への展望を持って生活できるよう、本町の地域特性・資源を活用し、起業・創業、多様な働き方への支援に取り組む必要があります。

2) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援

各相談支援機関を「どれも知らない」人が5割となっています。また、相談窓口の利用意向について「利用したくない」は5割となっており、その理由として「相談しても解決できないと思う」「相手がどんな人かわからないから」が多く^{※4}、相談によってどのような効果が得られるか、どのような相談体制なのかについての周知を含め、悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る必要があります。

ヤングケアラー等として自覚がある人は小学生で全体の1.7%、中学生で全体の0.0%^{※6}、15～39歳で2.7%^{※4}となっています。関係機関が連携しながら、ヤングケアラー等についての周知、早期発見・把握を行い、こども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

3) 結婚や出産、子育てなどのライフイベント

本町の出生数は、令和3年以降は70人台と近年減少しています。こども大綱において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。理想とする（可能なら持ちたいと思う）こどもの数を「持てそうにない」理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が6割で最も多くなっています^{※4}。結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために、あればよいサポートについて、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が多くなっていますが、年代によっては「男女の出会いの場の提供」「安定した住居の供給、住宅に対する補助支援」「産休・育休制度の充実」に対する希望も多く見られます^{※4}。経済的負担の軽減や働き続けられる職場環境の充実、住宅に関する支援、出会いの機会の増加など、多面的な支援を進める必要があります。

【資料】

- ※ 1 : 猪名川町子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者用）
- ※ 2 : 猪名川町子育て支援に関するニーズ調査（小学生の保護者用）
- ※ 3 : 猪名川町こどもの生活に関する調査（小学 5 年生から中学 3 年生の保護者用）
- ※ 4 : 猪名川町若者アンケート調査（15～39 歳）
- ※ 5 : 猪名川町こどもの生活に関する調査（小学 5 年生から中学 3 年生）
- ※ 6 : 猪名川町ヤングケアラー実態調査

こどもが意見を表明する権利とは

こども基本法第 3 条では、こどもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っていると規定されています。その意見は、こどもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

本計画についても、様々な方法を用いて、こどもが意見を表明できる機会を設けました（詳細は P 7 参照）。



中学生のワークショップの様子

第2章 計画の実現に向けて

1. 計画のめざすもの

(1) 基本理念

未来へと 笑顔の輪が広がるまち いながわ



【猪名川町総合計画でのまちの将来像】

“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川

【猪名川町総合計画でのめざす姿】

- 子どもの健やかな成長を支えるまち
- 大人も子どもも心身ともに元気なまち
- 子育て世代に選ばれるまちづくり

本計画の基本理念は、「未来へと 笑顔の輪が広がるまち いながわ」です。これは、「第二期猪名川町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「いなっ子きらきら 笑顔輝くまち 猪名川」と「猪名川町子どもの貧困対策計画」の基本理念である「現在から未来へと夢・希望が広がるまち 猪名川」を引き継ぐとともに、本町の最上位計画である「猪名川町総合計画」と整合を図りながら、若者施策の充実という視点を追加したものです。

現在、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に満たされている状態を意味する「ウェルビーイング」の概念が国内外で注目を集めており、社会の豊かさや人々の生活の質、満足度等に着目した取り組みが全国各地で展開されています。

本町においても、住民をはじめ地域社会、事業者、行政等多様な主体が連携・協働し、こども・若者を支える「輪」を広げていくことで、すべてのこども・若者が未来に希望を持って幸せな人生を送れるよう、笑顔の輪が広がるまちをめざします。

(2) 基本的な視点

本計画は、こども大綱における「こども施策に関する基本的な指針」を踏まえ、次の4つの視点に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

視点1 こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障する

- ・こども・若者を権利の主体として認識します。
- ・こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、権利を保障します。
- ・次世代を担うこども・若者が健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

視点2 こども・若者の意見を尊重する

- ・こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴きます。
- ・こども・若者の意見をこども施策に反映させていきます。
- ・こども・若者が自らの力を発揮できる環境を整備し、ともに社会課題を解決していきます。

視点3 すべてのこども・若者をライフステージに応じて切れ目なく支援する

- ・すべてのこども・若者をライフステージに応じて切れ目なく支援します。
- ・それぞれのこども・若者の状況に応じた、きめ細かい支援に取り組みます。

視点4 行政・事業者・地域等が連携して取り組む

- ・幅広い分野の施策と連携しながら、総合的にこども施策を推進します。
- ・事業者や地域の多様な主体が連携し、一体となってこども・若者を支えます。

(3) 基本目標

基本目標 1

安心して子育てできる環境づくり

すべてのこどもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援に配慮し、健康づくりや医療、子育てについての悩み・不安や負担感の軽減に向けた各種の支援施策・サービスの充実に努めるとともに、身近な地域の相談・居場所の充実を図ります。

また、就労状況やニーズの変化等を踏まえた、教育・保育サービスの充実に努めるとともに、子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

さらに、安心してこどもを産み、育てられるよう、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

基本目標 2

こどもたちを健やかに育む環境づくり

こどもの権利が守られ、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるよう、学校、家庭、地域が連携し、青年期へとつなぐ健やかな育ちの支援を行います。

本町の特性を活かしながら、こどもの未来につながる学びと体験の場・機会の充実に努めるとともに、安全・安心に過ごせる環境づくりを推進します。

基本目標 3

配慮が必要なこどもと家庭への支援の充実

こどもの人権尊重を踏まえ、要保護児童等の支援を行うとともに、障がい、疾病により支援の必要性が高いこども等、配慮が必要なすべてのこどもや子育て家庭への支援を推進します。

また、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、総合的な貧困対策を推進するとともに、ひとり親の子育て世帯等に対する経済的支援、制度の狭間にある家庭への生活支援など、地域や団体と協力・連携しつつ取り組みを進めます。

基本目標 4

若者の未来に向けた応援・支援

こども・若者が抱えている様々な生きづらさへの支援として、自殺対策を推進するとともに、犯罪や事故等からの安全を確保するために、有害環境対策、防犯対策等を引き続き進めます。

また、ニートやひきこもりの状態にあったり、ヤングケアラー等として悩みや不安を抱えていたりするこども・若者やその家族に対する支援体制の充実を図ります。

さらに、こども・若者が、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、いきいきと活躍できる機会・場づくりを進めるとともに、若者が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境づくりを進めます。

2. 施策の展開

(1) 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

未来へと笑顔の輪が広がるまち いながわ

1. 安心して子育て
できる環境づくり

- 1 妊娠期からの切れ目のない一貫した支援
- 2 身近な地域の相談・居場所の充実
- 3 働きながら子育てできる環境の整備
- 4 こどもと親の健康づくり
- 5 子育てに伴う経済的負担の軽減

2. こどもたちを
健やかに育む
環境づくり

- 1 こどもの未来につながる学びと体験の充実
- 2 こどもを取り巻く環境の整備
- 3 放課後児童の健全育成
- 4 子育てを共に支えあう地域づくり
- 5 青年期へとつなぐ健やかな育ちの支援

3. 配慮が必要な
こどもと家庭への
支援の充実

- 1 児童虐待の防止
- 2 ひとり親家庭への支援
- 3 障がいのあるこどもに対するきめ細かな支援
- 4 生活に困っている世帯への支援の充実

4. 若者の未来に
向けた応援・支援

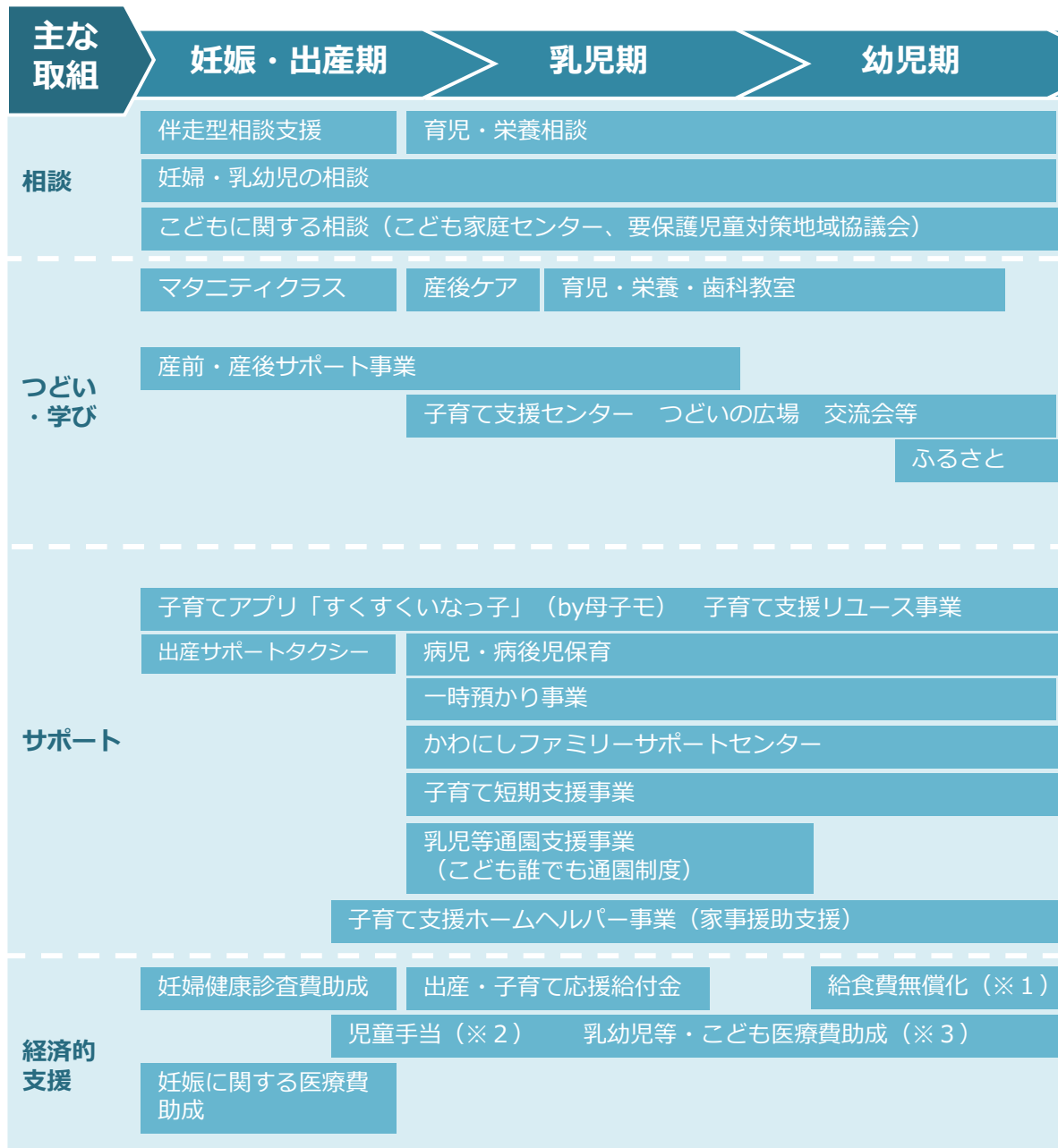
- 1 若者が健やかに成長できる環境の整備
- 2 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する支援の強化
- 3 若者が活躍できる場の充実
- 4 若者の様々なライフイベントを支える環境づくり

<基本目標の主な対象>

基本目標	妊娠・出産期～幼児期	学童期	思春期	青年期
1	→			→
2		→	→	
3	→	→	→	→
4			→	→

(2) こどもから若者への切れ目のない支援

本計画では、これまで対象としてきた 18 歳未満のこどもと妊婦、その家庭に加え、39 歳までの若者を対象としています。

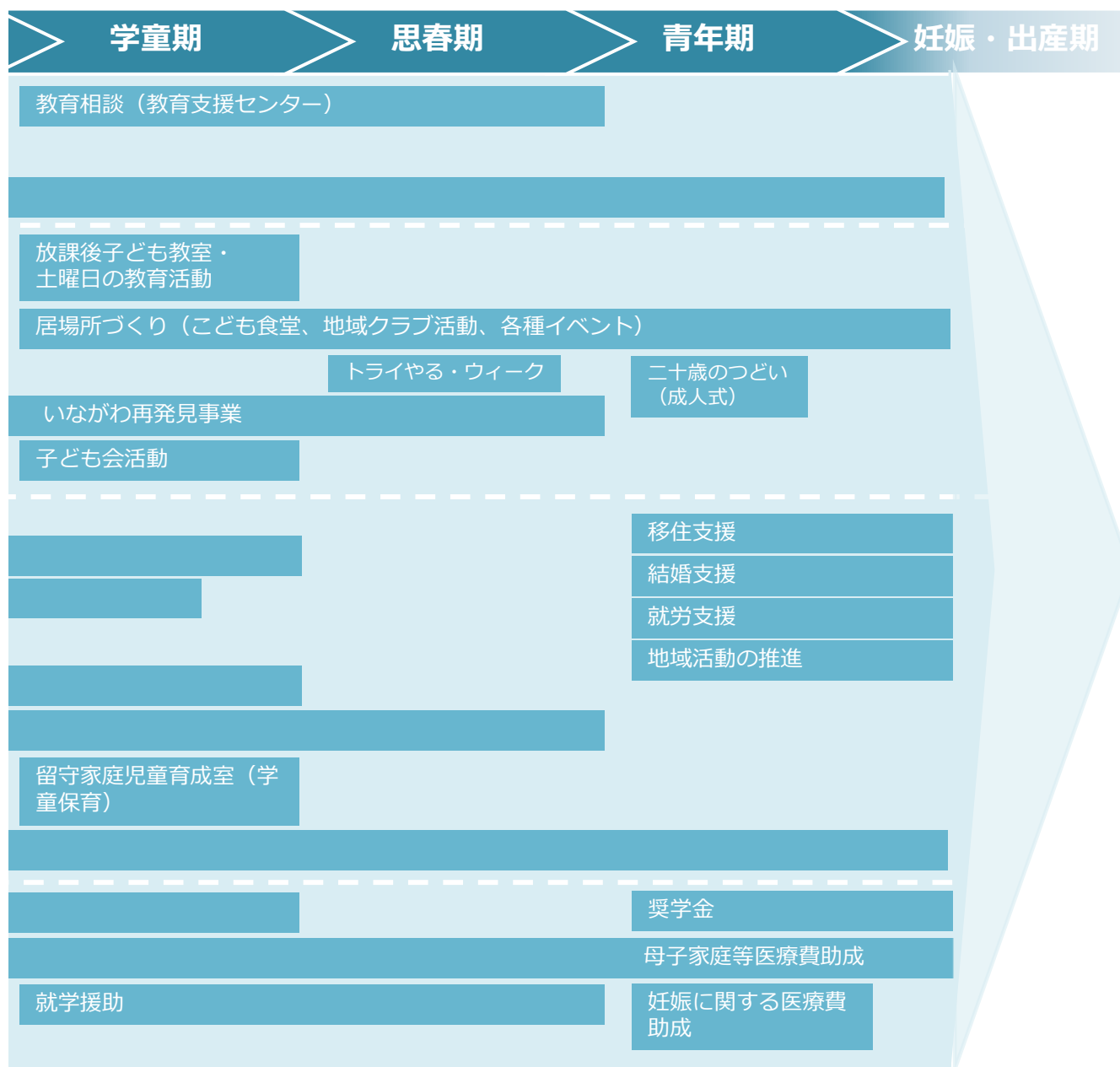


※ 1 幼稚園・保育園の給食費無償。令和 5 年度から小学 6 年生も無償。

※ 2 高校生年代までの児童を養育している方。

※ 3 中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）医療費無料。高校生年代は入院医療費無料。

妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制を構築し、地域にある様々な主体がパートナーシップをもってこども・若者支援に取り組むとともに、若者の社会的自立に向けた応援・支援に取り組み、未来を担う次世代の育成に取り組めます。



基本目標 1. 安心して子育てできる環境づくり

基本施策 1

妊娠期からの切れ目のない一貫した支援

めざす姿

妊婦が心身ともに安定した状態で出産を迎えることができるよう、支援します。また、誕生したこどもが、家族や地域の愛情に包まれながら健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援や情報提供を行います。

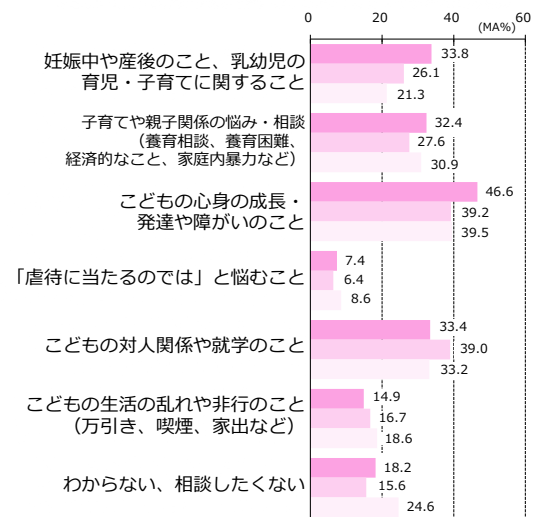
現状と課題

《現状と課題》

- 母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」の整備が求められています。
- こども家庭センターに相談したいこととして、「こどもの心身の成長や発達や障がいのこと」はどの調査でも最も多く、こどもの成長に対して不安や心配に思っている保護者が本町においても多いことがうかがえます。これらの不安を取り除き、母子保健と児童福祉の両面から子育て世帯をサポートし、妊娠・出産・子育てまで安心して過ごせるよう、切れ目のない一貫した支援を行う必要があります。
- こども家庭センターに相談したいことについて、「わからない・相談したくない」がどの調査でも2割程度となっています。相談しやすくなる条件としては、「個人情報やプライバシーを保護してくれること」「親身になって相談にのってくれること」「専門的な知識や経験のある相談員による的確な対応」がどの調査でも上位となっています。プライバシー保護の取り組みや相談員の専門性の向上等を行うとともに、それらの取り組み等の事前の周知が必要です。

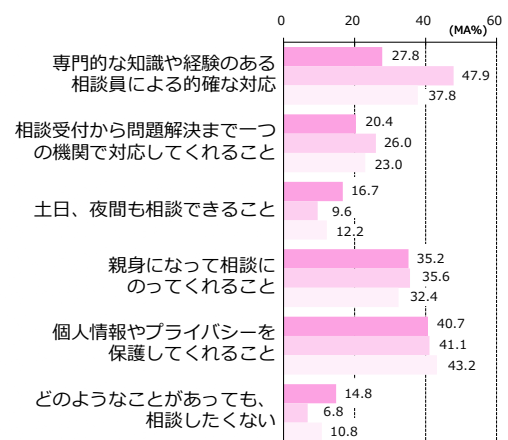
《データ》

こども家庭センターに相談したいこと



■ ニーズ・就学前(n=296) ■ ニーズ・就学児(n=467) ■ 生活・保護者(n=301)
出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)
※「その他」「無回答」は非表示

相談しやすくなる条件



■ ニーズ・就学前(n=54) ■ ニーズ・就学児(n=73) ■ 生活・保護者(n=74)
出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)
※「その他」「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 こども家庭センターを中心とした切れ目のない相談支援

令和7年度に「こども家庭センター」を子育て支援センターに設置し、体制の充実を図ります。

《主な取り組み》

● こども家庭センターにおける包括的な相談支援の充実

こどもや子育てに関する悩みや相談について、こども家庭センターにおいて、きめ細かく切れ目のない相談支援を実施します。また、住民目線で実効性のある相談支援体制となるよう検討していきます。

研修等へ積極的に参加し、相談員の専門性向上やプライバシー保護の徹底に努めます。

● こども家庭センターにおける母子保健機能の充実

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の連携を深め、積極的なアウトリーチに努めることで、支援を必要とする妊婦及び家庭を早期発見し、適切な支援を行います。

● 児童虐待の総合的な支援の強化

行政、地域の保健・医療・福祉・教育関連団体や、警察、県こども家庭センター等の専門機関との連携、また要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な支援を強化します。

施策2 切れ目のない伴走型支援の実施

妊娠・出産・子育てまで一貫して妊婦や子育て家庭の相談に応じ、継続的な面談や情報発信等を行うことで、必要な支援につなぐ伴走型支援を行います。

《主な取り組み》

● 子育てに関する情報提供や相談支援

妊娠届出時において妊娠・出産・子育てに至るまでの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付します。また、保護者がスマートフォンなどで、こどもの成長記録などを一括管理することのできる「電子母子手帳アプリ」を継続します。

母子健康手帳の交付時や乳幼児健康診査等の機会を活用し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談支援を行います。

● 伴走型支援の実施

産前・産後における不安の軽減や育児支援などを目的に、妊婦や低年齢期（特に0～2歳）の子育て家庭に寄り添い、出産・子育て等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行い、必要な支援につなぐ取り組み（伴走型相談支援）を実施するとともに、事業を通じた仲間づくりを行います。

施策3 産前・産後を支える支援・サービスの充実

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない情報提供を行うとともに、産前・産後を支える支援・サービスの充実に努めます。

《主な取り組み》

● 不妊症や不育症への支援の充実

法律上の婚姻、又は事実婚のご夫婦の不妊にかかる検査費用の一部を助成するとともに、不育症の検査・治療にかかる費用の一部を助成します。

県が実施する不妊治療における先進医療費および通院交通費助成に関する適切な情報提供を行います。

● 子育てや家庭教育に関する情報の提供

広報誌やパンフレット、ホームページ、SNS 等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供を行います。

● 出産・育児に関する知識・技術の取得の支援

産前・産後サポート事業により、妊産婦及びその家族の孤立感を軽減し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートします。また、マタニティクラスを継続して実施し、妊婦間の交流機会の確保に努めるとともに、妊婦本人や出産・育児に関わる家族等が出産・育児に関する知識や育児技術を習得できるよう支援します。

● 産前・産後の生活支援の充実

産前・産後等家事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣し家事援助を行う「子育て支援ホームヘルパー」派遣を行います。

● 出産時の移動支援の充実

出産が迫った妊婦を優先的に医療機関に送り届ける「出産サポートタクシー」の事前登録制度を継続します。また、協力企業へのお産に関する知識の習得に向けた研修会を開催します。

関連計画

- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）

めざす姿

地域の中に、こどもの成長に寄り添い一緒に喜びや悩みを分かちあえる人や、様々な相談に対応してくれる居場所や支援者がいることで、保護者が安心し、楽しく子育てができるよう、まち全体で取り組んでいきます。

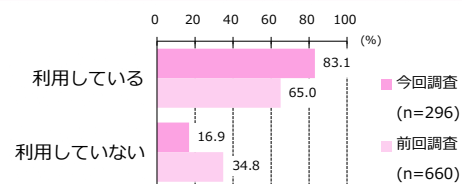
現状と課題

《現状と課題》

- 本町において、未就学児の平日の定期的な教育・保育事業について、8割以上が利用しており、前回調査よりも増加しています。こどもの年齢別にみると、3歳以上は9割以上が平日の定期的な教育・保育事業を利用していますが、0～2歳児は5割程度となっています。
- 同世代のこどもと関わる機会を得てこどもの発達を促すことや親の育児負担の軽減や孤独感の解消につなげるため、保育所等に通っていない満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず、柔軟に保育所等の施設を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が始まります。
- 本町においても、0～2歳児で現在定期的な教育・保育を利用していないこどもの保護者の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の利用意向は8割程度となっており、利用希望が多くみられます。
- また、妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として「地域子育て相談機関」の整備が市町村に求められています。
- 保護者が安心して楽しい子育てができるよう、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「地域子育て相談機関」などの新たな制度を含め、身近な地域の相談・居場所の充実を図っていく必要があります。

《データ》

平日の定期的な教育・保育事業の利用有無（前回比較）



出典：今回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 前回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R1)
 ※「無回答」は非表示

平日の定期的な教育・保育事業の利用有無(こどもの年齢別)

単位：％

	n	利用している	利用していない
全体	296	83.1	16.9
こどもの年齢			
0～2歳	80	48.8	51.3
3歳以上	216	95.8	4.2
こどもの年齢(詳細)			
0歳	20	5.0	95.0
1歳	34	61.8	38.2
2歳	26	65.4	34.6
3歳	66	93.9	6.1
4歳	53	98.1	1.9
5歳	97	95.9	4.1

出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 ※「無回答」は非表示

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用意向（年齢・平日の定期的な教育・保育の利用状況別）

単位：％

	n	利用したい	利用したくない
全体	296	78.7	19.6
こどもの年齢			
0～2歳			
平日の定期的な教育・保育の利用あり	39	82.1	15.4
平日の定期的な教育・保育の利用なし	41	82.9	14.6
3歳以上	216	77.3	21.2

出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 ※「無回答」は非表示
 ※「利用したい」の値は「利用したい」と「どちらかと言えば利用したい」の和
 ※「利用したくない」の値は「利用したくない」と「どちらかと言えば利用したくない」の和

施策の展開

施策1 つどいの広場の充実

就園前のこどもと保護者が気軽に集い、遊びや語り合いを通して交流を図れるつどいの広場を充実し、子育ての不安や悩みの軽減・解消につなげます。

《主な取り組み》

● 就園前のこども・保護者の交流の場の充実

仲間づくりのための支援や子育ての不安や悩みの軽減・解消のための居場所の提供を行います。また、乳幼児の保護者や家族を対象とした子育てに関する教室・講座を開催し、親子のふれあい、家族間や世代間交流の積極的な推進による、こどもや親同士の仲間づくりを進めます。

地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談支援を行います。また、子育てサークルの育成を行うとともに、グループ同士のネットワークづくり等の保護者による自主的な活動への支援を行います。

● 地域子育て相談機関の整備

保育所等の園庭及び遊戯室の開放や子育てに関する相談・助言等を行う地域子育て相談機関を整備し、子育ての不安解消や地域の親子がふれあう場の提供を行います。

施策2 身近な地域における多様な支援の充実

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）をはじめ様々な手段で相談できる体制を整備するとともに、身近な地域における多様な支援の充実に努めます。

《主な取り組み》

● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施

保育所や認定こども園等の施設を開放し、保育所等に通っていない同世代のこどもがふれあいながら様々な経験を通じて成長できる機会をつくるとともに、保護者の孤立感や不安感の解消や育児に関する負担感の解消につなげる場を提供します。

● 子育て支援センターの認知度向上の取り組み

3・4か月児健康診査終了後に子育て支援センターにて絵本をプレゼントする「いなっ子絵本プレゼント事業」や「子育て応援リユース事業」などを通じて、子育て支援センターが認知され、継続して利用いただけるよう取り組みます。

● 多様な相談体制の整備

電話やオンラインなど様々な手段で気軽に相談できる体制を整備します。

めざす姿

女性の就業が進む中で、女性・男性ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、協力しながらそれぞれのライフステージでいきいきと活躍することが、こどもの豊かな育ちを育むことへとつながります。子育て世帯のワーク・ライフ・バランスについての取り組みを推進し、誰もがともに支えあいながら、社会全体でこどもの健やかな成長を支えられる環境を整えます。

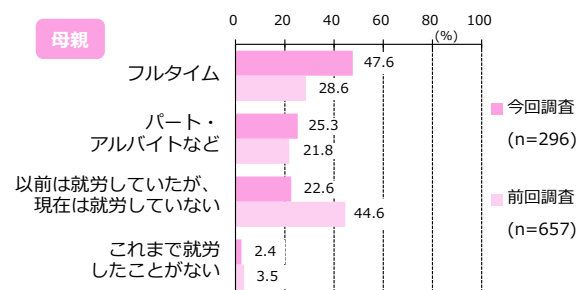
現状と課題

《現状と課題》

- 7割以上の未就学児の母親がフルタイム・パート・アルバイト等で就労しており、前回調査の5割から増加しています。また、未就学児の平日の定期的な教育・保育事業について、8割以上が利用しており、前回調査よりも増加しています。
- 土曜日の定期的な教育・保育の利用意向や一時的な教育・保育の利用意向も前回調査より増加しています。
- 就労状況やニーズの変化を踏まえ、引き続き待機児童0を維持する必要があります。
- 病児・病後児保育の利用意向は、ニーズ・就学前で母親又は父親が休んだ人の中で3割程度いるが、実際に病児・病後児保育を利用した人は1割以下となっています。また、「どんな場所でどのように過ごすのかわからない。」という声もあり、保護者の不安を解消するための取り組みなどを検討していく必要があります。
- 育児休業の取得率は、母親・父親とも前回調査より増加していますが、父親の育児休業取得は2割程度です。国のこども未来戦略方針では、2025年民間50%、2030年民間85%の男性育児休業取得率を目標としていることから、取得率向上に向けた取り組みを行う必要があります。

《データ》

保護者の就労状況（前回比較）



出典：今回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 前回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R1)

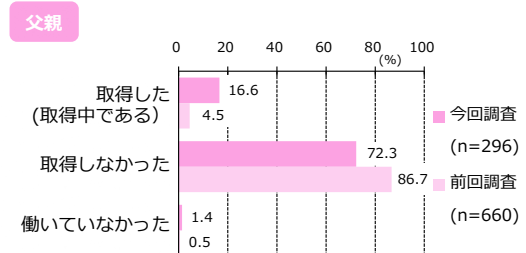
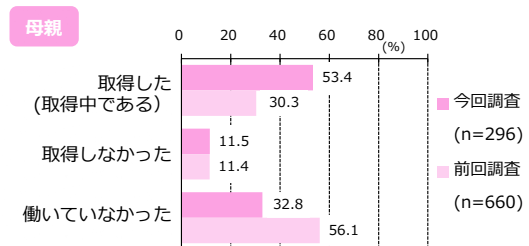
※「無回答」は非表示

※前回調査では「お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます」

※前回調査の「フルタイム」は「フルタイム」「フルタイムで現在、産休・育休・介護休業中である」の合計

※前回調査の「パート・アルバイト等」は「パート・アルバイト等」「パート・アルバイト等で現在、産休・育休・介護休業中である」の合計

育児休業の取得状況（前回比較）



出典：今回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 前回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R1)

※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 幼児期の教育・保育施設の充実

希望するすべての家庭が安心してこどもを預けられるよう、引き続き待機児童0を維持し、良質な教育・保育環境の確保を図ります。

《主な取り組み》

● 幼児教育・保育の充実

幼児教育・保育において、こども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成に努めます。

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実による子育ての専門家としての資質向上に取り組みます。また、保育人材の確保に向けた取り組みを実施します。

入所申請については、保護者負担軽減を図るため、オンラインによる手続きの検討を行います。

● 保育所・認定こども園・幼稚園・小学校間の連携強化

保育所・認定こども園・幼稚園等と小学校との連携を強化します。

● 公立保育所及び公立幼稚園の実施体制の検討

就園児童の減少や共働き世帯の増加などの保育需要や就学前教育・保育施設の配置状況について勘案しながら、今後の公立の就学前教育・保育施設のあり方について検討します。

施策2 多様な教育・保育の提供

保護者の様々な就労形態や多様化する保育ニーズに対応する取り組みを進めます。

《主な取り組み》

● 病児・病後児保育の充実

乳幼児及び児童が病気又は病気の回復期にあつて、保育所などでの集団生活が困難な場合、保育所などに代わって、そのこどもを一時的に病児保育室で預かることにより、保護者の就労を支援します。

また、パンフレット、ホームページ、SNS等多様な媒体を通じ、保護者がより利用しやすくなるような情報提供を行います。

● 一時預かり保育の充実

保護者の就労や社会参加、リフレッシュを含めて、保護者のニーズに応える子育て支援策として、公立幼稚園等における一時預かり保育を継続して実施します。

＜その他の取り組み＞

- 延長保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 子育て短期支援事業

施策3 子育てと仕事が両立できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行うとともに、仕事と子育てを自らが望むバランスで両立できるよう、働いている人が子育てに参加しやすい環境整備や、就業・再就職を希望する人の就労支援等を行います。

《主な取り組み》

- **ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発**

男女共同参画の視点からのワーク・ライフ・バランスを普及・啓発し、それぞれのライフステージに応じた仕事と生活のバランスの実現を促進します。また、男性の育児休業取得率向上に向けた取り組みを行います。

- **子育てに参画しやすい環境の整備**

育児についての学習や体験機会を得るための各種講座について、家族で参加しやすい形で開催します。

- **就労に関する各種講座・セミナーの開催**

関係機関と連携し、出産・子育てを機に退職した人を含め、就業・再就職を希望する女性等を対象とした、就職に役立つ技術の習得・向上や労働諸制度に関する各種講座・セミナーを実施します。

関連計画

- 第四次猪名川町男女共同参画行動計画

もしもの時の病児・病後児保育施設「いっこルーム」

生駒病院に併設する病児・病後児保育施設「いっこルーム」では、病気などにより保育所等で集団生活ができなくなった生後6ヵ月から小学4年生までのこどもを預かっています。

知識と経験のある保育士と看護師がこどもを手厚く看護し、感染症のこどもは別室で過ごしてもらうなどの対策をとっているため、安心してこどもを預けることができます。

今後も、多様化する保育ニーズに対応する取り組みを進めます。



病児・病後児保育の様子

めざす姿

母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。安心してこどもを産み、ゆとりを持って健やかにこどもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。

現状と課題

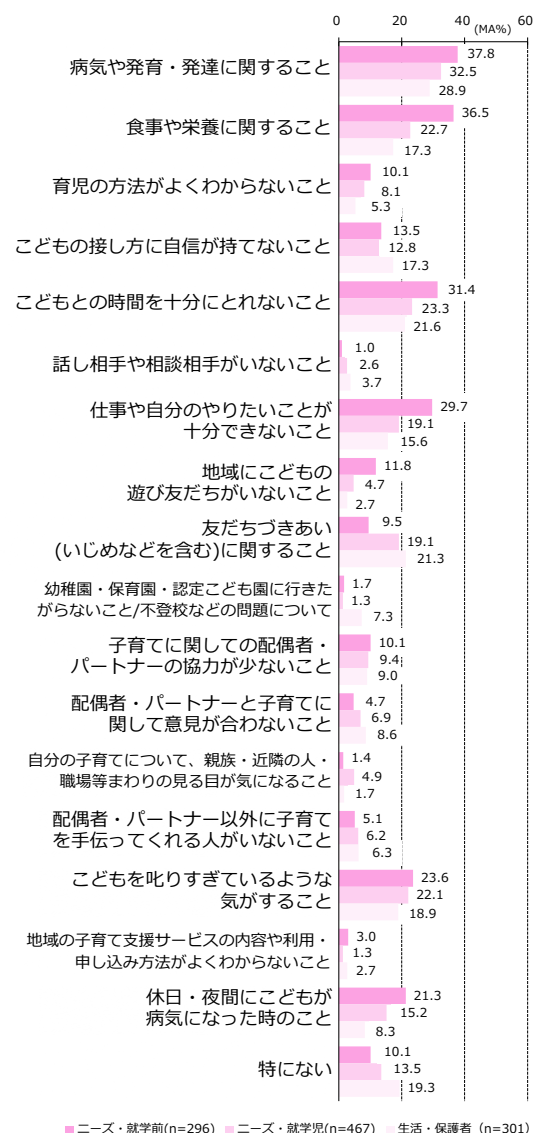
《現状と課題》

- 子育てに関して、保護者が日ごろ悩んでいることは、「病気や発育・発達に関すること」が最も多くなっています。
- ◆ 母子保健と児童福祉の両面から子育て世帯をサポートし、妊娠・出産・子育てまで安心して過ごせるよう、切れ目のない一貫した支援を行う必要があります。
- 乳幼児健康診査の受診状況を見ると、令和4年度は、兵庫県の平均受診率を下回っています。
- 安全・安心な妊娠・出産・子育てのため、切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実、未受診者の状況把握及び受診勧奨に努める必要があります。
- こどもの健康状態は、その後の成長や発達に大きな影響を与えます。適切な医療を受ける機会が保障されることで、こどもが健康的に成長し、身体的及び精神的な発達が促される環境を提供できます。また、こどもに関する医療体制が整っていることは、保護者の負担軽減につながります。
- 引き続き、こどもに関する医療体制の充実に取り組んでいく必要があります。

※ ◆ は、再掲の項目。以下、同様。

《データ》

子育てに関して、日ごろ悩んでいること



■ ニース・就学前(n=296) ■ ニース・就学児(n=467) ■ 生活・保護者(n=301)

出典：猪名川町子育て支援に関するニース調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

※「無回答」は非表示

施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

妊婦健康診査やこんにちは赤ちゃん訪問事業、乳幼児健康診査などを活用し、こどもの健やかな成長・発達に必要な情報提供を行うとともに、こども家庭センターの母子保健機能を充実させ、妊娠・出産・子育て期にわたって、適切な支援を行います。

《主な取り組み》

◆ こども家庭センターにおける母子保健機能の充実

こども家庭センターの設置により、母子保健と児童福祉の連携を深め、積極的なアウトリーチに努めることで、支援を必要とする妊婦及び家庭を早期発見し、適切な支援を行います。

● 妊婦健康診査の受診勧奨

妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認し、疾病・異常の早期発見や予防、また、妊婦の不安軽減のための妊婦健康診査の受診勧奨を行います。

● 妊産婦・新生児等に対する訪問支援の充実

妊娠中及び産後の悩みや相談に応じ、早期対応・支援を行うため、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問を実施します。

産後うつ等の把握や対策、受診勧奨、健康診査後の効果的な事後指導を実施します。

● 母子の心身のケアの充実

産前・産後サポート事業では、助産師・保健師による相談への対応やグループワークを通してこいの場を提供します。また、産後ケアでは、産後の身体的回復、心理的な安定を促進することを目的に、母体のケアや乳児のケアを実施し、安心して子育てができるよう支援します。

● 乳幼児健康診査の充実

乳幼児健康診査において、乳幼児の健全な成長発達の確認を行い、発達の遅れ・疾患・障がいなどの早期発見・相談・治療・療育につなげます。また、子育て支援を目的とした育児相談や情報提供を行うとともに、虐待予防につなげます。

● 予防接種の実施

発症すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防と伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の予防のため、定期予防接種（A類疾病）の実施体制を整えるとともに、接種率の向上に向けて情報提供や接種勧奨を行います。

● 母子保健に関する相談の場の提供

乳幼児の保護者等を対象に、乳幼児の健康管理や発達・発育、子育て等の母子保健に関する相談の場を提供します。

施策2 こどもに関する医療体制の充実

こどもの健康を守る医療体制の充実に向け、小児救急医療体制の確保やかかりつけ医制度の推進に取り組みます。

《主な取り組み》

● こどもに関する医療体制の充実

阪神北広域こども急病センター（伊丹市・宝塚市・川西市・本町の3市1町）や小児二次救急病院群輪番制等を推進し、小児の休日の診療や救急医療体制を確保します。

適切な医療受診に関する知識を普及・啓発するとともに、受診を迷った時や対応の仕方などを相談できる電話相談事業の啓発に努めます。

● かかりつけ医の推進

乳幼児期における身体的・精神的成長発達の確認や適切な予防接種の実施に向け、かかりつけ医制度を推進します。

関連計画

- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）

めざす姿

子育てについての親の不安や悩みを軽減するため、子育てに関する相談・支援体制を充実し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。

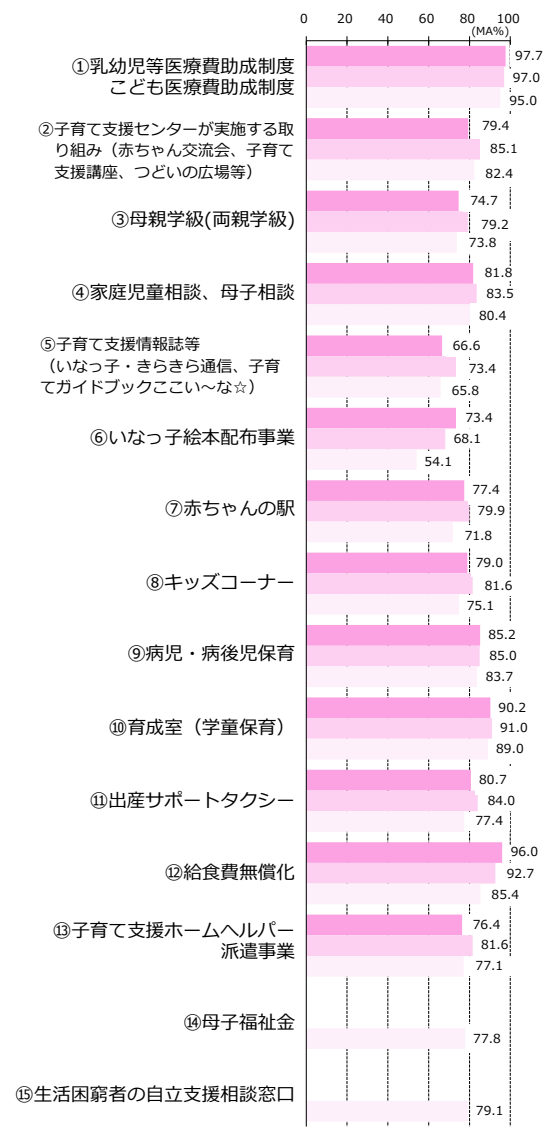
現状と課題

《現状と課題》

- 子育てに必要な費用は、妊娠から青年期にいたるまで教育・保育・医療などの多分野にわたることから、家計への負担が大きく、経済的支援の充実が必要とされています。
- 本町が子育て支援を推進するために取り組んでいるサービスについて、「乳幼児等医療費助成制度 ども医療費助成制度」「給食費無償化」は9割以上の方が「重要」と回答しています。
- こども・若者の意見聴取からも、「給食費、医療費無料がとてもありがたい」「給食費無償化と医療費の無料化は、今後も継続してほしい」「18歳までの医療費無料化は実施している自治体が多いが、給食の無償化は他市では行っていないので、猪名川町在住の保護者にとっては嬉しいサービスの一つだと思う」という意見がみられます。
- 安心してこどもを産み、育てられるよう、引き続き、子育てに伴う経済的負担の軽減を図る必要があります。

《データ》

本町の子育て支援サービス等で重要なもの



■ ニース・就学前(n=296) ■ ニース・就学児(n=467) ■ 生活・保護者(n=301)

出典：猪名川町子育て支援に関するニース調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)
※値は「特に必要(重要)」と「必要(重要)」の和
※⑭母子福祉金、⑮生活困窮者の自立支援相談窓口は、生活・保護者のみ

施策の展開

施策1 子育てに伴う経済的負担の軽減

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費・健康診査にかかる費用の助成、給食費無償化など、子育てにかかる経済的な支援の充実に取り組んでいます。

《主な取り組み》

● 医療費の負担軽減

安全な出産と妊娠・出産期の負担を軽減するため、健康診査受診費用の補助を継続して実施します。

こどもが安心して早期治療を受けられ、切れ目のない医療の提供につながるとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減につながるよう、中学校卒業までのこどもの外来及び入院にかかる医療費及び高校生年代のこどもの入院にかかる医療費の無料化を継続して実施します。

● 児童手当の支給

高校生年代までのこどもを養育している方に児童手当を支給し、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。

● 保育料の適正化と給食費の負担軽減

町独自で適正な保育料を設定するとともに、県制度に基づき、保育料の保護者負担を軽減します。また、一時保育事業を利用した場合に、利用料の一部を助成する制度により、家庭の経済的負担の軽減を図ります。

子育て世帯の増加と負担軽減をめざし、幼児教育・保育（3歳児～5歳児）及び小学6年生にかかる給食費の完全無償化を継続します。

＜その他の取り組み＞

- 出産・子育て応援給付金
- 未熟児養育医療

基本目標 2. こどもたちを健やかに育む環境づくり

基本施策 1

こどもの未来につながる学びと体験の充実

めざす姿

こども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが重要です。こどもの意見が十分に尊重され、こどもの声がまちづくりに反映される社会をめざします。また、こどもは様々な人との出会いや豊かな経験をしながら、いきいきと活躍していきます。近年少子化が進行する中で、こどもの生活体験や体験活動が不足してきており、年齢や発達の程度に応じて、地域資源を活かした遊びや体験の機会や場の創出が求められます。

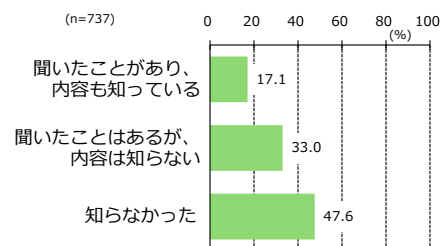
現状と課題

《現状と課題》

- こどもは、自分に関係することについて意見を表し、それが十分に尊重される権利を持っています。
- しかし、本町において、こどもが意見を表明する権利について聞いたことがある人は5割程度にとどまっています。
- こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくことが大切です。
- 遊びや体験活動の充実、生活習慣の形成・定着は、こどもの健やかな成長にとって大切です。
- 地域のお祭りや行事に参加したことについて、「何度もした」は5割と前回調査の3割から増加しています。
- ボランティア活動に参加したことについて、「少しした」は3割と前回調査の1割から増加しています。
- こども・若者の意見聴取からは、「気軽に地域の人と交流できる場がほしい」「小学校・中学校・高校で交流できるイベントがあれば楽しい」という意見がみられます。
- 地域活動への参加意向のあるこどもは6割程度となっており、地域活動への参加を促進し、様々な体験をしながら、いきいきと活躍できる機会づくりを進めていく必要があります。

《データ》

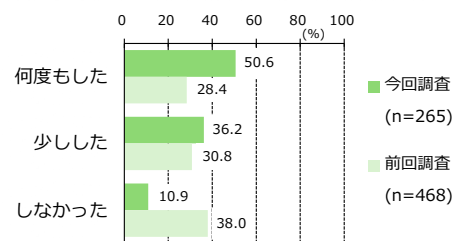
こどもが意見表明する権利について



出典：猪名川町若者アンケート調査（R6）

※「無回答」は非表示

地域のお祭りや行事に参加したことについて



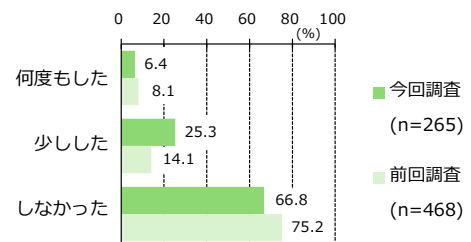
出典：今回調査は猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)

前回調査は猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R1)

※「無回答」は非表示

※前回調査では「地域のお祭りや行事に協力したこと」

ボランティア活動に参加したことについて



出典：今回調査は猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)

前回調査は猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R1)

※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 こどもの声をまちづくりに活かす取り組み

こどもの成長段階に応じ、こどもの意見表明や参画の機会を確保し、こどもの声をまちづくりに活かしていきます。

また、まちづくりに関する様々な取り組みに参加する経験を通して、本町の未来をともに考え、担っていくこどもを育成します。

《主な取り組み》

- こどもの権利についての周知

こどもの権利について、こどもまんなか月間や各種イベントを通じて、町と地域で活動している団体等が協力して周知・啓発を行います。

- こどもたちがまちの未来を考える教育の推進

ワークショップ「イマジン猪名川」などのこどもたちの声をまちづくりに反映できる機会を積極的に創出し、自分たちの未来、まちの未来を考える教育を推進します。

施策2 学びと体験の充実

様々な学びや体験を通して、こどもが自分で考え、判断し、行動していく「生きる力」を育むことができるよう、関係機関や団体とともに、こどもの学びと体験活動の充実に努めます。

《主な取り組み》

- 放課後子ども教室における体験活動や交流活動の実施

学校や地域ボランティアと協力し、放課後子ども教室においてスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動を行います。

- 猪名川から始まるグローバルな学びの展開

こどもが考える力を身につけ、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、本町の豊かな自然、独自の文化や歴史、生活している人たちなど、まち全体を学びの場として探究活動を行います。

- 社会教育団体等による体験活動の実施

こどもの体験活動の充実を図るとともに、こどもが積極的に参加できるよう、地域で活動している団体等による体験活動の周知・啓発を図ります。

- 持続可能なスポーツ・芸術文化活動の活性化

身近な場所で、気軽にスポーツや芸術文化活動に参加できる機会の提供や活動団体への支援、地域における指導者の育成などを行います。

●国際交流の推進

国際交流協会による英語スピーチコンテスト等の機会を通じて、多文化への理解の醸成や積極的に地域社会に参画できる環境づくりに取り組みます。

オーストラリアバララット市との姉妹都市提携による教育、文化、経済、観光などの各種交流事業を継続するとともに、新たな交流が生まれるよう取り組みを推進します。

国際社会の中で、本町で育つこどもが国際感覚を身につけられるよう、外国文化とふれあえる場を提供します。

●文化財を活かした体験機会の充実

町内の文化財を活用し、郷土愛の育成を図る様々な体験の機会を提供します。

●こどもの地域活動への参加促進

観光協会や商工会、地域団体などと連携し、いながわ桜まつりやいながわまつり、観光イベント等において、こどもの地域活動への参加を促進します。

●地域クラブ活動の推進

中学校の部活動を地域クラブ活動に移行するにあたり、運営団体・実施主体の整備・充実、活動場所の確保や運用など、地域との効果的な連携を進めます。

関連計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画

猪名川チャレンジで幸せな未来をつくる

猪名川町で暮らすすべての人々が学ぶ楽しさを実感し、共に成長していきたいと考えています。そこで、私たち一人ひとりが自分たちの手で、自分たちのありたい未来、つまり幸せな未来をともにつくるための取り組みの総称を「猪名川チャレンジ」としました。

その一つとして、猪名川のこどもや大人の未来、まちの未来を自由に思い描き共有するためワークショップ「イマジン猪名川」を実施していきます。また、学校・園を中心に、猪名川の自然文化など猪名川のまちすべてを学び場として教科等横断的な探究学習として「猪名川学」に取り組みます。



イマジン猪名川の様子

めざす姿

こどもが事故や犯罪等に巻き込まれることがなく、親子が安全・安心に暮らし、外出できる環境づくりをめざします。また、家庭・学校・地域との協働の中で、安心して遊び、学ぶことのできる場づくりを進め、誰一人取り残さず一人ひとりに寄り添った支援を行います。

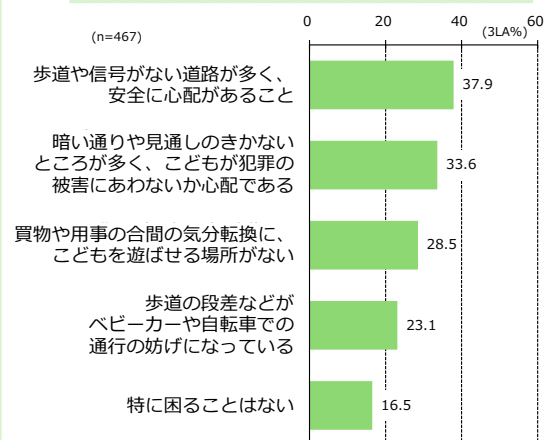
現状と課題

《現状と課題》

- こどもと外出した際に困ったこととして、「歩道や信号がない道路が多く、安全に心配があること」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、こどもが犯罪の被害にあわないか心配である」が多くなっています。
- こども・若者の意見聴取からも、親子が楽しく過ごせる、安全で安心な環境づくりを求める意見や「山の中で散歩したいから、山を整備してほしい。川で遊びたい」という意見がみられます。
- 携帯電話を持つこどもが8割を超えており、利用頻度が高まっていることから、ネットいじめへの対策やネットとの付き合い方についての取り組みが、より求められるようになっていきます。
- 令和4年度の児童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は小学校で 133 件（全国 89.8 件）、中学校で 39 件（全国 36.5 件）と、全国より多くなっています。また、特に中学校において不登校生徒が 7.48%（令和4年度）と全国（6.27%）と比べて多くなっています。
- 学校に行きづらい生徒や不安感を抱いているこどもの安全・安心のために、細かな支援体制を整備していく必要があります。
- こどもが悩みを相談しやすい方法は、「直接、お互いの顔を見て相談できる」が最も多く、困ったときに相談できる先の周知と身近なところでの顔を合わせた相談体制が必要です。

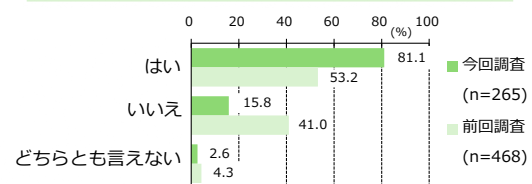
《データ》

こどもと外出した際に困ったこと(上位5項目)



出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学児) (R6)

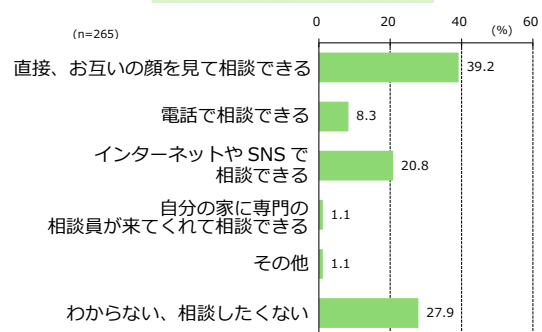
携帯電話(スマートフォン)の所持状況(前回比較)



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)

※「無回答」は非表示

こどもが相談しやすい方法



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)

※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 交通事故や犯罪被害から子どもを守る取り組みの推進

地域や学校等と連携し、交通事故や犯罪被害から子どもを守る取り組みを推進します。

《主な取り組み》

●交通安全教育、啓発活動の実施

交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけるため、警察や交通安全指導員等と連携しながら、子どもや保護者、ドライバーに対するきめ細かな交通安全教育、啓発活動を実施します。

●学校・園における安全の確保

「学校・園における安全・防犯対策の指針」及び「外来者への対応マニュアル」に基づき、学校・園の安全の徹底を図ります。

また、学校・園における防犯訓練やC A P講習会を実施するとともに、技能を高める啓発を行います。

●地域における子どもの安全の確保

「子どもをまもる110番のおうち」等による支援を推進し、子どもが助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていきます。

●子どもの安全と命を守るネットワークの構築

不審者情報等を学校・園・保護者・地域・警察等で広く共有するため、子どもの安全と命を守るネットワークの構築を図ります。

また、子どもが巻き込まれた犯罪等に迅速に対応します。

●登下校時等の安全の確保

登下校時等の安全確保を図るため、PTA、学校支援ボランティア、地域の自主防犯活動団体と連携し、登下校時の見守りを実施します。また、児童生徒が校門を通過した際に、保護者等のメールアドレスに校門通過情報が配信される、「登下校メールサービス」を町内全小中学校に導入し、登下校の児童生徒の安全確保に努めます。

通学路や公園等、各校区における危険箇所を把握し、登下校時の安全指導に努めるとともに、通学路等における危険箇所に関する要望に対し、適切に対応します。

施策2 教育環境の充実

学校と家庭、地域が連携を図りながら、社会環境の変化に合わせた教育環境のさらなる充実を図ります。また、学校に行きづらい生徒や不安感を抱いているこどもを含め、誰一人取り残さず一人ひとりに寄り添った支援を行います。

《主な取り組み》

● 特色ある学校・園づくり

こどもや地域の実態に応じた創意工夫を活かした教育課程の編成により猪名川学を推進し、特色ある学校・園づくりを行います。

● 接続期の移行支援の充実と一貫教育の深化

スムーズな就学・進学のため、学校・園の連携を進め、接続期の移行支援を充実するとともに、保・幼・小・中の連携・一貫教育の深化を図ります。

● 教職員の資質向上と研修体制の確立

計画性のある研修実施により、教員の資質向上を促進します。

● 情報リテラシーの育成

こどもがインターネットや SNS などの誤情報に惑わされず、情報を適切に読み解き、理解し、活用できる能力を育成します。

● いじめ問題の積極的な対応

いじめは絶対に許されないという強い認識を持ち、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、いじめの積極的な認知、早期発見のための定期的ないじめアンケートの実施や教育相談を行います。

● 不登校児童生徒や社会的なひきこもりの人が学べる機会の確保

不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援や、ひきこもりなどにより学びの機会を失ってしまった人が学び直す機会の確保など、一人ひとりの状況に応じた適切な支援や居場所づくりを行います。

施策3 子育て環境の整備

親子が安心して暮らし、外出できる環境整備を進めるとともに、親子が楽しく過ごせる公園等の遊び場の充実に努めます。

《主な取り組み》

● 道路の安全の確保

自動車並びに歩行者が安全・安心に通行できるよう、道路の整備や維持管理に努めます。
また、整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインを意識し、誰もが使いやすく、利用しやすい道路整備に努めます。

● 「赤ちゃんの駅」の登録と情報提供

授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、その情報を提供します。
また、イベント時におむつ替えや授乳ができる「移動式赤ちゃんの駅」の貸出を行います。

● 公園・緑地の保全・活用

都市公園の保全やポケットパークの適切な維持管理を図り、親子が楽しく過ごせる公園づくりを進めます。

また、河川を利用した親水空間や山地・県立自然公園の保全を図り、自然に恵まれた本町ならではの地域資源を活かした外遊びの環境づくりに取り組みます。公園・緑地については、住民によるアドプト制度などの協力を求め、適切な維持・管理に取り組みます。

関連計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画
- 第四次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画
- 猪名川町公園施設長寿命化計画

めざす姿

こどもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全・安心に過ごせる居場所づくりをめざします。

また、希望するすべての家庭が安心してこどもを預けて働けることができるよう、良質な保育環境の確保を図ります。

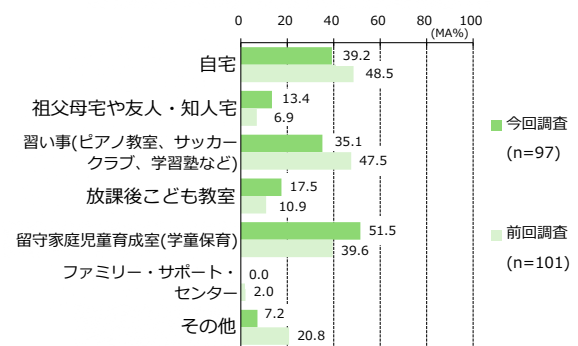
現状と課題

《現状と課題》

- 放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所について、小学校低学年時は「留守家庭児童育成室（学童保育）」が5割で最も多く、前回調査から増加しています。
- 留守家庭児童育成室の利用にあたり、保護者が負担に感じていることは、「長期休業期間中のお弁当づくり」が4割で最も多くなっています。
- 留守家庭児童育成室は、特に小学校低学年時に放課後を過ごす場所の一つとなっており、保護者の負担軽減のためのサービスなどを検討していく必要があります。
- 近年の急激な物価高騰や賃金上昇等に伴う留守家庭児童育成室の利用料の見直しについて、「やむを得ない」（「見直しはやむを得ない」「どちらかと言えば見直しはやむを得ない」の和）は6割、「見直しはして欲しくない」（「どちらかと言えば見直しはして欲しくない」「見直しは絶対に欲しくない（サービス低下もやむを得ない）」の和）は3割となっています。今後、留守家庭児童育成室の質を確保するため、適切な料金への見直しを検討する必要があります。

《データ》

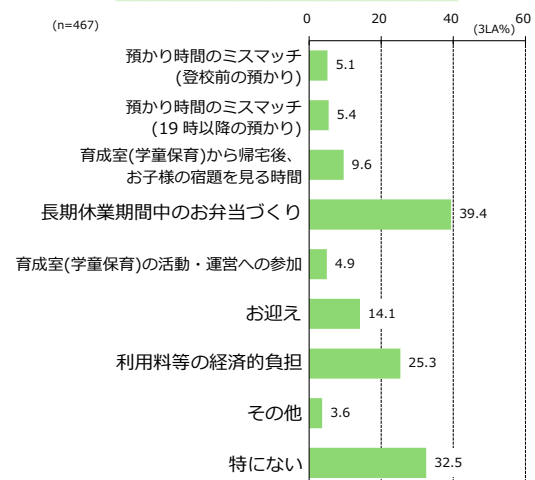
低学年の放課後の過ごし方(前回比較)



出典：今回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R6)
 前回調査は猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前) (R1)

※「無回答」は非表示

※前回調査では「お子さんについて、小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（１）小学校低学年、（２）小学校高学年それぞれの希望をご記入ください。育成室（学童保育）等の事業の利用に当たっては、一定の利用料がかかります」
 ※「留守家庭児童育成室（学童保育）」は前回調査では「育成室（学童保育）」

留守家庭児童育成室(学童保育)の利用にあたり
保護者が負担に感じていること

出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学児) (R6)

※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 放課後児童の健全育成

学校との連携により、児童が安全・安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、利用者の動向・ニーズ等を踏まえ、留守家庭児童育成室の充実に努めます。

《主な取り組み》

- 放課後のこどもの居場所づくり

学校との連携により、児童が安全・安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

- 留守家庭児童育成室の充実

受け入れ人数や設置場所の見直し等、利用者の動向を勘案しながら、利用しやすい留守家庭児童育成室の運営に努めます。

教育・福祉両部門の連携強化により、指導員に対する研修の機会をつくり、指導員の資質向上を図ります。

持続可能な留守家庭児童育成室の運営に向け、留守家庭児童育成室の利用料の見直しを行います。

- 留守家庭児童育成室の安全管理・危機管理の徹底

地震・災害等の防災や不審者対応等マニュアルを活用し、日頃から非常時に適切な対応ができるよう、訓練を実施します。

- 留守家庭児童育成室における障がいのあるこどもへの対応

障がいのあるこどもが、安全・安心に留守家庭児童育成室を利用できるよう、指導員を配置します。

関連計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画

めざす姿

地域全体が、こどもの成長を喜びながらこどもや子育てをサポートし、地域の中でお互いに支えあい学びあえる環境が求められています。

地域の中で、子育てを通じて人と人とのつながりや支援の輪が広がり、親自身が次代の子育て支援の担い手となる好循環が生まれるよう、支援体制を強化していきます。

現状と課題

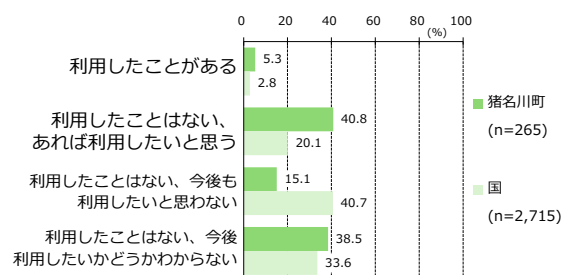
《現状と課題》

- こどもの見守り活動やこども食堂の運営など、本町のこども・子育て支援は、地域活動団体・ボランティアなどの多様な担い手によって支えられています。
- 新たな子育てボランティアの担い手の育成とともに、住民がそれぞれの特性や経験を活かし地域で活躍できるようなコーディネート機能も求められています。
- 「こども食堂などごはんを無料か安く食べることができる場所」を利用したことがあるこどもは1割以下ですが、利用したことはないが、あれば利用したいと思うこどもは4割となっています。また、国調査と比較すると、「利用したことがある」「利用したことはない、あれば利用したいと思う」が国調査より多くなっています。
- 「勉強を無料でみてくれる場所」「(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やインターネットの相談を含む)」についても、「利用したことはないがあれば利用したい」人は実際に利用している人に比べて多くなっています。
- 利用希望者が実際に利用できるよう、必要な取り組みを行うことが求められています。

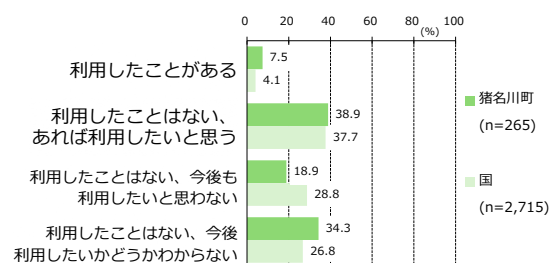
《データ》

居場所の利用状況と利用意向(国比較)

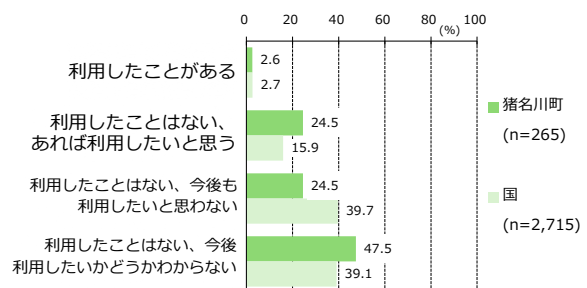
こども食堂などごはんを無料か安く食べることができる場所



勉強を無料でみてくれる場所



(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やインターネットの相談を含む)



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)
国調査は子供の生活状況調査 (R2)

※「無回答」は非表示

※「こども食堂などごはんを無料か安く食べることができる場所」は国調査では「(自分や友人の家以外で)ごはんを無料か安く食べることができる場所(子供食堂など)」

施策の展開

施策1 子育てを支える地域人材の育成・活躍の促進

身近な場所で子どもや子育て家庭を応援する地域人材の育成を進めるとともに、地域で活躍できるようコーディネート機能の充実を図ります。

《主な取り組み》

●子育て支援ボランティアの育成と活躍の促進

関係機関・団体と連携し、子育て支援ボランティア養成講座等を開催するとともに、各種イベントや地域の子育てひろば等、ボランティア活動の場を提供します。

◆ファミリー・サポート・センター事業の推進

学校等への送迎や預かりなど互助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。

●地域と共にある学校づくり

全学校・園がコミュニティ・スクールとして地域と学校が目標を共有し、一体となって教育活動に取り組む「地域と共にある学校づくり」を推進します。

＜その他の取り組み＞

◆地域クラブ活動の推進

施策2 地域との連携による支援体制の整備

こども家庭センターを中心に地域資源を開拓し、関係機関間の連携を強めることにより、こども・子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備していきます。

《主な取り組み》

●こどもの育成を地域で見守り支援する体制づくり

地域の子育て支援拠点であるこども家庭センターや保育所等において、こどもの育成を地域で見守り・支援する体制づくりを進めます。

●こども家庭センターにおける地域資源の開拓・活用・情報発信

多様な家庭に対する支援体制の充実・強化を図るため、こども家庭センターが地域資源の開拓に取り組むとともに、地域資源の活用・情報発信を行います。

関連計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画

めざす姿

こどものウェルビーイングを支える重要な要素として、心身の健康があげられます。将来的に健康的で自立した生活を送るため、こどもの頃から基本的な生活習慣や食習慣を身に付けられるよう取り組んでいます。

また、こども自身が自分を大切にできる気持ちを育みながら、自らの将来や生き方について考えることができるよう支援体制を整えます。

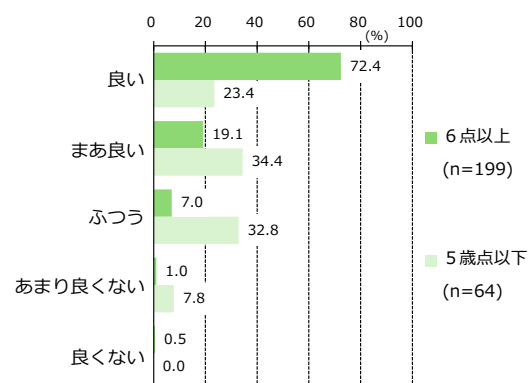
現状と課題

《現状と課題》

- 6割のこどもが健康状態が「よい」と回答していますが、生活満足度別にみると、生活満足度6点以上は、「よい」が7割と生活満足度5点以下の2割より多くなっています。
- 4割のこどもが朝食を一人で食べることが「ない」と回答していますが、生活満足度別にみると、生活満足度6点以上は5割と生活満足度5点以下の2割より多くなっています。
- 6割のこどもが夕食を一人で食べることが「ない」と回答していますが、生活満足度別にみると、生活満足度6点以上は7割と生活満足度5点以下の4割より多くなっています。
- 4割のこどもが「午後10時台」に就寝していますが、生活満足度別にみると、生活満足度6点以上は、寝る時間が「午後9時台」が2割と生活満足度5点以下の1割より多くなっています。
- こどもの生活満足度（ウェルビーイング）にとって、十分な睡眠や食事などこどもの生活習慣を整え、健康な状態を維持していくことは、引き続き重要な取り組みと考えられます。
- また、青年期に向け、こどもが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜ける力を、発達に程度等に応じて身に付けることができるよう、必要となる知識に関する情報提供や教育が必要です。

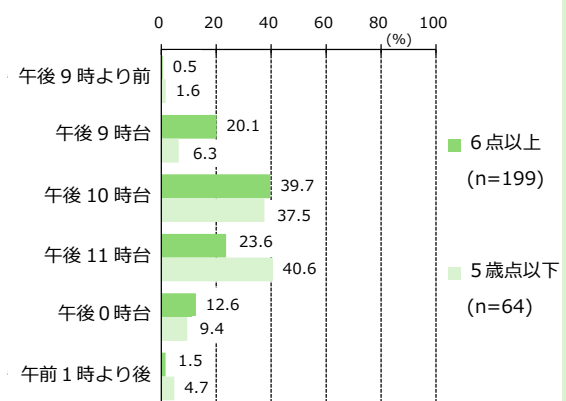
《データ》

健康状態(生活満足度別)



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)
※「無回答」は非表示

就寝時間(生活満足度別)



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)
※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 生活や学びの基礎を育む取り組み

生きる力の基礎を育み、将来の健康的で自立した生活につなげていくため、こどもが基本的な生活習慣や食習慣を身に付けられるよう啓発を行います。

《主な取り組み》

- 食育に関する知識の普及

こどもの発達段階に応じた食育に関する正しい知識の普及を図ります。

- 生活習慣に関する教育の実施

食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや生活習慣病の予防、性、喫煙・飲酒、薬物乱用防止等に関する教育を行います。

- こどもの心の問題への早期対応・支援の実施

こども本人・教師・保護者の様々な相談に対応し専門的な立場からのアドバイスを行うことができるスクールカウンセラーを配置し、こどもたちが抱える心の問題への早期対応・支援に取り組みます。

- 生命尊重の精神を培う機会の提供

体験学習や道德教育を通じ、命のつながりや、そのかけがえのなさに気付く、生命尊重の精神を培う機会を提供します。

施策2 将来や生き方を考える機会の確保

赤ちゃんと触れ合う機会や、職業観・勤労観を育む機会を通して、こども自身が自分を大切に
する気持ちを育みながら、自らの将来や生き方について考える機会を確保します。

《主な取り組み》

- 子育てに対する意識の醸成と健全な母性・父性を養う機会の充実

小・中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、子育てに対する意識の醸成と健全な母性・父性を養う機会の充実を図ります。

- 職場体験等の充実

学校ではできない様々な活動に挑戦し、豊かな感性や創造性を高めたり、自分なりの生き方を見つけたりすることができるよう支援し、共に生きることや感謝の心を育み、自立性を高めるなど「生きる力」を育成するため、中学生が、地域の商店、福祉施設、公共施設等多数の受け入れ事業所において、体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を引き続き実施します。

関連計画

- 第3期猪名川町教育振興基本計画
- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）

基本目標 3. 配慮が必要な子どもと家庭への支援の充実

基本施策 1

児童虐待の防止

めざす姿

児童虐待は子どもへの身体的な影響だけでなく、心の発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。児童虐待の発生を社会全体で予防するため、関係機関や学校、施設等と連携し、地域で子どもを見守る体制を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見に対する意識の醸成に取り組みます。

また、やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制を整える必要があります。

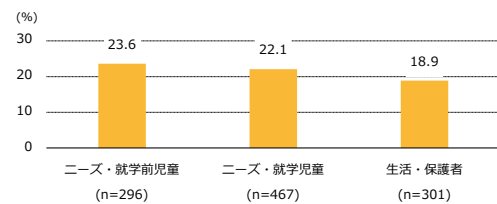
現状と課題

《現状と課題》

- 児童虐待の相談件数は近年増加し高止まり状態にあります。子どもが安心して健やかに成長できるための環境を、大人が保障していく必要があります。
- 子育てに関する悩みや気になることとして、どの調査でも2割程度が「こどもを叱りすぎているような気がする」とをあげています。一方、こども家庭センターに相談したいこととして「虐待にあたるのでは」と悩むことをあげた人は1割以下となっており、児童虐待に関する相談が困難な様子が見て取れます。
- 児童虐待は様々な要因が絡み合い、その家庭だけの解決が難しい問題です。発生予防から、早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援が必要となっています。

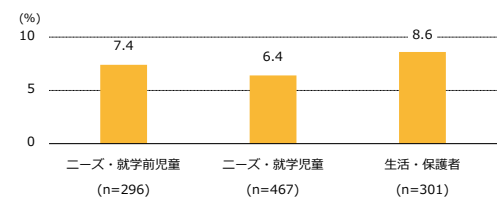
《データ》

子育てに関する悩みや気になること
（「こどもを叱りすぎているような気がする」と選んだ割合）



出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

こども家庭センターに相談したいこと
（「虐待にあたるのでは」と悩むこと」を選んだ割合）



出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

施策の展開

施策1 児童虐待の予防・早期発見

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。支援が必要な家庭に対しては家庭支援事業等の充実により、早期に対応していきます。

《主な取り組み》

●身近な相談体制の充実

自らの行為を虐待と疑う保護者や周りで虐待行為を見たり聞いたりした人が早期に相談できる児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知・啓発に取り組みます。

●親子間の適切な関係性構築の支援

こどもとその保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を支援します。

<その他の取り組み>

- ◆妊産婦・新生児等に対する訪問支援の充実
- ◆こども家庭センターにおける母子保健機能の充実

施策2 児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な支援の強化

母子保健・教育・福祉分野との連携体制の充実や、県こども家庭センターや警察、医療機関など関係機関との連携強化により、児童虐待防止のネットワークを強化します。

《主な取り組み》

◆児童虐待の総合的な支援の強化

行政、地域の保健・医療・福祉・教育関連団体や、警察、県こども家庭センター等の専門機関との連携、また要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な支援を強化します。

<その他の取り組み>

- ◆こども家庭センターにおける地域資源の開拓・活用・情報発信

施策3 社会的養護に関する取り組みの推進

虐待を受けたこども等を、家庭に代わって育てる社会的養護について、制度の周知や理解を深めるための啓発を行います。また、家庭において養育することが一時的に困難となったこどもを保護し支援する取り組みを進めます。

《主な取り組み》

●社会的養護や里親制度についての周知・啓発

里親制度や里親を必要としているこどもについて、県こども家庭センターや里親支援センターと連携し、周知・啓発に取り組みます。

<その他の取り組み>

- ◆子育て短期支援事業

関連計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画

猪名川町こども家庭センターにご相談ください

令和7年4月より「猪名川町こども家庭センター」を開設します。

こども家庭センターは児童福祉と母子保健それぞれの専門性を活かし、一体的な相談支援を行う場所です。妊娠・出産・子育て全般に関する相談のほか、児童虐待や貧困、ヤングケアラーなどに関する様々な問題に対応します。

今後、地域の身近な相談先として、こども家庭センターの存在が広く知られ、親しみやすい存在となれるよう取り組むとともに、子育て世帯の孤立を防ぎ、猪名川町に住むすべてのこどもたちが笑顔で健やかに成長できるようフォローしていきます。

悩みがある方はひとりで抱え込まず、まずはこども家庭センターへご相談ください。ゆっくりお話を伺い、安心して育児ができるよう、こどもや家庭に合った必要なサポートを一緒に考えていきましょう。

また、気になるこどもを見かけた時には、ためらわずご連絡ください。間違っても構いません。あなたからの連絡が、こどもを虐待から守るだけでなく、子育てに悩む保護者を救うための大きな一歩となりますので、ご協力をお願いします。

めざす姿

仕事と子育てを一人で担わなければならないひとり親やその家庭のこどもが抱える様々な課題に対応するため、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行います。また、安心して子育てできるよう、経済的支援や生活支援など、総合的な支援に取り組みます。

現状と課題

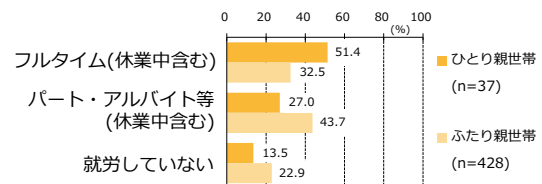
《現状と課題》

- 「国勢調査（令和2年）」における本町の母子世帯数は112世帯、父子世帯数は13世帯となっています。
- 母親の就労状況について、特に小学生以上の保護者で、ひとり親世帯はふたり親世帯よりも、「フルタイム」が多くなっています。ひとり親世帯の子育てに関する悩みや気になることについては、「こどもとの時間を十分にとれないこと」が最も多く、子育てと生計の維持を一人で担い、時間がない状況がうかがえます。必要な方への就業支援を行うとともに、子育てと両立可能な多様な働き方への支援の検討が必要です。
- ひとり親世帯において、世帯の経済状況が「中央値の2分の1未満」の人は、ふたり親世帯よりも多くなっています。養育費を受け取っている人は半数で、「就学援助制度」「児童扶養手当」を利用している人は3割程度となっています。養育費の確保に関する支援を進めるとともに、必要な人が必要な経済的支援につながるよう取り組んでいく必要があります。
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう、引き続き取り組む必要があります。

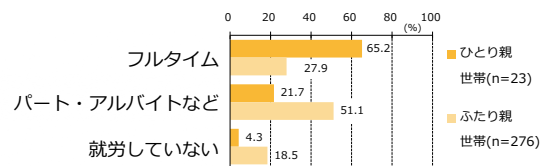
《データ》

母親の就労状況(世帯構成別)

ニーズ調査・就学児



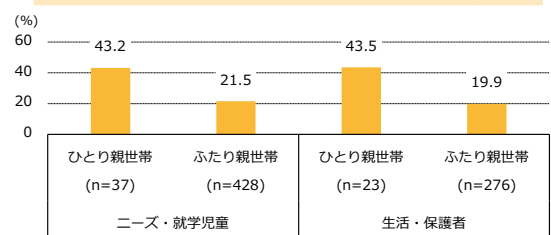
生活調査・保護者



出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

※「無回答」は非表示

※「就労していない」の値は「就労していない」と「これまで就労したことがない」の和

子育てに関する悩みや気になること
（「こどもとの時間を十分にとれないこと」を選んだ割合）

出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

等価世帯収入(世帯構成別)

単位：%

	n	中央値以上	中央値の2分の2以上中央値未満	中央値の2分の1未満
ニーズ ひとり親世帯	22	9.1	54.5	36.4
就学前 ひとり親世帯	235	54.5	35.3	10.2
ニーズ ひとり親世帯	30	26.7	60.0	13.3
就学児 ひとり親世帯	373	52.0	43.2	4.8
生活 ひとり親世帯	18	22.2	55.6	22.2
保護者 ひとり親世帯	225	52.9	36.9	10.2

出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

施策の展開

施策1 ひとり親家庭への相談・情報提供

相談者一人ひとりの状況を把握した、きめ細かな支援を行います。また、必要な情報を届けるための情報発信をしていきます。

《主な取り組み》

●ひとり親家庭等の相談体制の充実

ひとり親家庭等が気軽に相談できるよう、電話やオンラインなど多様な相談体制を整備します。また、養育費・慰謝料問題や遺産相続などの法律問題など、ひとり親家庭等の個々の状況に応じたきめ細かな相談支援を行うため、県が実施するひとり親家庭等特別相談事業の周知・啓発に取り組みます。

◆子育てや家庭教育に関する情報の提供

広報誌やパンフレット、ホームページ、SNS等多様な媒体を通じ、子育てや家庭教育に関する情報の提供を行います。

施策2 ひとり親家庭への支援

安定した生活により、安心して子育てできるよう、経済的支援や生活支援、子育て支援、就労支援、住まいの支援など、ひとり親家庭の総合的な支援に取り組んでいきます。

《主な取り組み》

●ひとり親家庭等の医療費の負担軽減

ひとり親家庭の健康保険が適用される医療費について、町が自己負担の一部を助成し、費用負担の軽減を図ります。

●児童扶養手当の支給

児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。

●養育費確保のための支援

県の養育費履行確保等支援事業について、周知・啓発に取り組みます。

●就労支援等の実施

ひとり親家庭等の生活基盤の安定を促すため、県で実施している社会的、経済的自立を支援するための就労支援や経済的支援の周知・啓発に取り組みます。

<その他の取り組み>

- 保育施設や留守家庭児童育成室へのひとり親家庭への入所における配慮
- 県が実施する職業・教育訓練給付金

関連計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画

めざす姿

障がいの状態にかかわらず配慮を要し、支援を必要とするこどもが、個性と多様性を尊重されながら、すべての人と共に健やかに育つことができる環境づくりが重要です。

障がいのあるこどもの特性や成長に合わせた支援を行い、こどもが将来、社会参加や自立した生活を実現することができるよう、支援を行います。

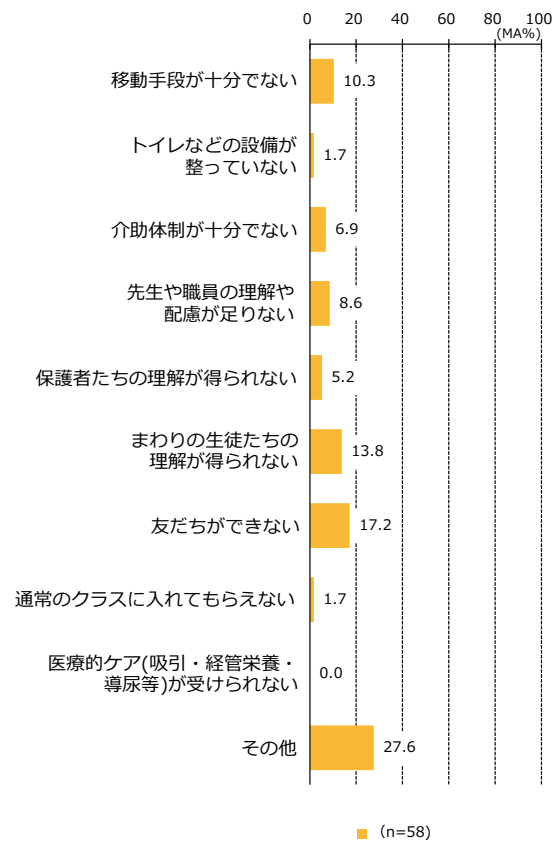
現状と課題

《現状と課題》

- 本町の 39 歳以下の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。）は、令和 5 年度末で 431 人となっています。
- 障害者手帳の種類別でみると、令和元年度から令和 5 年度にかけて、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、児童発達支援・放課後等デイサービスの利用も、年々増加しています。
- 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障がいに対する理解を促進することが求められています。
- 18 歳未満の障がいのあるこどもが通園・通学して困っていることについて、「友だちができない」（17.2%）、「まわりの生徒たちの理解が得られない」（13.8%）が多くなっています。
- こども・若者の意見聴取からも、「発達障がいや精神障がいについて理解の促進が必要」という意見がみられます。
- 高等教育を含む学校教育において、障がいのある幼児、児童、生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう、環境の整備や合理的配慮の提供等の一層の充実が求められています。

《データ》

通園・通学における困りごと(18 歳未満)



出典：第 3 期猪名川町障がい者(児)福祉計画策定に係るアンケート調査（R5）
※「不明・無回答」は非表示

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用状況

単位：人日/月

	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	214	231	311	315	327
放課後等デイサービス	786	819	835	1,017	1,108

資料：福祉課

施策の展開

施策1 障がいの早期発見・早期支援

乳幼児健診のほか、障害者相談支援センターを中心とする関係機関の連携により、発達の遅れや心身に障がいのあるこどもとその保護者に対して、早期から支援や療育を行っていきます。

《主な取り組み》

● 障がいの早期発見と早期療育体制の充実

乳幼児健診において、発達の遅れや疾患、障がいの早期発見に努めるとともに、保護者や社会の理解が得られるよう丁寧なアプローチに努めます。

● 療育相談体制の充実

保育所等への巡回相談を通じて、支援が必要なこどもを早期発見するとともに、悩みを抱える保護者への相談支援を実施していきます。

● 支援体制づくり

障害者自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会等の会議体を活用し、多分野での課題の共有とその解決策を検討し、また、必要に応じて関係機関と情報の共有を行う中で、総合的な対応ができる支援体制づくりを行っていきます。

施策2 障がいのあるこどもへの教育・保育の充実と社会参加の促進

教育・保育施設や留守家庭児童育成室等において、障がいのある子もない子も、共に安心して過ごせるよう、受入体制を整備します。また、円滑な進路移行を支援するとともに、障がいのあるこどもの社会参加を促進します。

《主な取り組み》

● きめ細かな障がいのあるこどもへの教育・保育の実施

家庭や専門機関等との連携しながら、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じたきめ細かな障がいのあるこどもへの教育・保育を実施します。

● 障がいのあるこどもに対する理解を促す環境づくり

校内・学校間及び地域の人々とのふれあいの積極的な推進により、障がいのあるこどもに対する理解を促す環境づくりを進めます。

● インクルーシブ教育システム構築の推進

様々な場面における障がいのあるこどもに対する合理的配慮を行うとともに、教育現場や地域で、共に学び、活動する機会を創出します。また、生活や活動におけるユニバーサルデザインをさらに進めます。

● 関係機関の連携による進路移行の支援

障がいの状態や本人の希望に応じて学校見学や体験入学等に職員が同行し、進路決定を支援するとともに、学校卒業後の引継ぎを行い、円滑な進路移行を支援します。

- **社会参加の促進**

学校卒業後も地域活動や就労といった一人ひとりにあった社会参加ができるよう環境の充実に努めます。生涯を通じて教育や文化、スポーツなど様々な機会に親しむことができるよう、社会参加を促進します。

- ◆ **留守家庭児童育成室における障がいのあるこどもへの対応**

障がいのあるこどもが、安全・安心に留守家庭児童育成室を利用できるよう、指導員を配置します。

施策3 障がいのあるこどもに対する支援・サービスの充実

こどもが地域の中で安心して成長していくことができるよう、障がいのあるこどもやその家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、障がいのあるこどもに対する支援・サービスを充実します。

《主な取り組み》

- **経済的負担の軽減**

特別児童扶養手当等の各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成や日常生活用具・補装具給付等により、障がいのあるこどもやその家庭の経済的負担の軽減を図ります。

- **特別支援学校への通学助成及び運営経費の負担**

特別支援学校に通う児童生徒に対して、通学に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

通学する児童生徒にかかる運営経費の一部を負担し、障がいのある児童生徒への教育環境の維持と確保に努めます。

- **福祉サービスの充実**

障がいのあるこどもがその能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、療育訓練や児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービス決定を適宜行うとともに、児童発達支援センターの町内への誘致に向けた検討を行い、発達・療育支援環境の整備を図ります。

- **相談支援体制の充実**

障害者相談支援センターが中心となり、支援を必要とする児童・保護者等へ適切な福祉サービスの案内、関係機関との連携を行っていきます。また、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進め、相談支援体制の強化を図ります。

関連計画

- 第3期猪名川町障がい者(児)福祉計画

特別支援教育とは

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

本町では、保護者や関係機関との連携を密にし、個別の教育支援計画を作成し、個々のニーズや特性に応じた支援を行っています。そのための取り組みとして、学校・園間の丁寧な引継ぎや授業・保育のユニバーサルデザイン化、教育支援・相談体制の充実等に取り組んでいます。

今後も実態に応じた適切な支援を乳幼児期より継続するとともに、学校・園間で丁寧な引継ぎを行い、切れ目のない一貫した支援を行うことで、こどもの成長を促し、将来的な学びや社会生活への自立に向けた力を育んでいきます。

めざす姿

こどもの将来が、家庭環境に左右されることなく、すべてのこどもが、健やかに育ち、自立していくことをめざして、必要な支援の充実と教育の機会均等を図り、総合的な貧困対策を推進します。

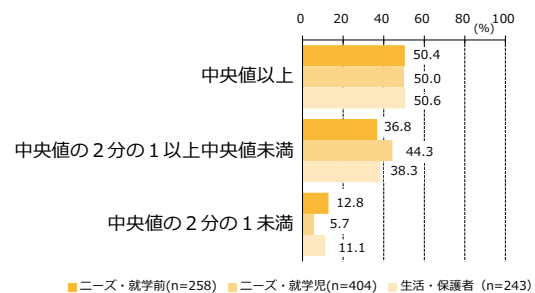
現状と課題

《現状と課題》

- 本町の相対的貧困率は、「子供の生活状況調査（令和2年度）」における全国の相対的貧困率と同程度です。
- 世帯の等価世帯収入が中央値の2分の1未満の世帯は、「電気・ガスなどが止められた」「電話（固定・携帯）などの通信料の支払いが滞った」「新聞や雑誌を買うのを控えた」「医療機関の受診を控えた」など経済的な理由での生活の困難を他の世帯よりも多く経験しています。
- 電気・ガスなどを止められる、電話などの通信料の支払いが滞るなどの前に、必要な制度につながる仕組みが引き続き必要です。また、貧困家庭のこどもたちが情報や教育機会、様々な体験にアクセスできる社会環境の整備（学校や公共図書館での新聞・雑誌の無料閲覧サービスの提供、体験活動の機会提供など）は重要です。既に医療機関の受診控えが貧困層では3割みられ、特に貧困層への医療費の負担増は健康に影響を及ぼす恐れもあります。
- 中央値の2分の1未満の世帯のこどもは、学校の勉強が「よくわかる」割合が他の世帯より少なくなっています。また、こどもの進学先について、中央値以上の世帯は「大学またはそれ以上」が他の世帯より多くなっており、世帯の経済状況により、教育格差が生じている可能性があります。教育格差を是正するため、学習支援の取り組みや進学に伴う費用の補助やその周知を進める必要があります。

《データ》

等価世帯収入



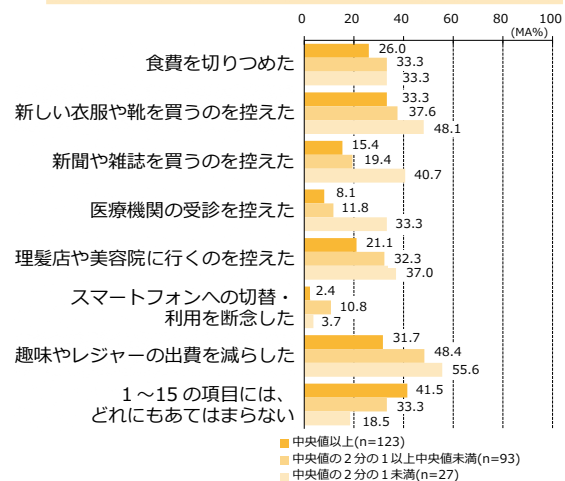
出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学前・就学児) (R6)
猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

授業の理解度(等価世帯収入別)

	n	よくわかる	わかる	だいたい	わからない	あまりない	ほとんどない
全体	265	29.1	58.9	10.2	1.9		
等価世帯収入別							
中央値以上	95	29.5	63.2	5.3	2.1		
中央値の2分の1以上中央値未満	73	28.8	58.9	11.0	1.4		
中央値の2分の1未満	24	8.3	62.5	29.2	0.0		

出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(こども) (R6)

世帯で、半年の間に経済的な理由で経験したこと(等価世帯収入別)



出典：猪名川町こどもの生活に関する調査(保護者) (R6)

※いずれの等価世帯収入でも10%以下の項目は非表示

施策の展開

施策1 教育の支援

教育格差を是正するため、学習支援の取り組みや進学に伴う費用の補助やその周知を進める必要があります。

《主な取り組み》

●学用品等の援助

経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対して、学用品費等の援助を行います。

●奨学金制度の周知・啓発

経済的理由により進学や就学が困難な生徒の進学・就学支援として、各種奨学金制度の周知・啓発を行います。

●読書体験機会の充実

図書館において住民のニーズに合った資料や図書の充実を図り、多様な学習ニーズに対応するとともに、図書館サービスを利用できる環境整備やこどもの読書活動の支援を行います。

施策2 生活の安定に資するための支援

身近な居場所で気軽に相談ができるような環境づくりを進めていきます。また、様々な体験活動の充実を図るとともに、住まいの支援等生活の安定に資する支援を行います。

《主な取り組み》

●生活困窮者の相談窓口の周知・啓発

生活困窮者の相談窓口の周知・啓発を進め、早期の相談に結びつくよう取り組みます。

●こどもの居場所づくりへの支援

養育環境等に課題を抱えるこどもに対して、こどもの居場所となる場を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。

●子育て用品のリユース

こどもの成長に伴い使わなくなった子育て用品を、これから使用する家庭が再利用できる仕組みづくりを行います。

●町営住宅の整備

住宅に困っている低所得者に対し、安全・安心に生活できる住環境の整備に努めます。

<その他の取り組み>

- ◆放課後子ども教室における体験活動や交流活動の実施
- ◆社会教育団体等による体験活動の実施
- ◆持続可能なスポーツ・芸術文化活動の活性化
- ◆こども家庭センターにおける地域資源の開拓・活用・情報発信

施策3 保護者に対する就労支援と経済的支援

安定した生活により、安心して子育てできるよう、保護者の就労支援と経済的支援を行います。

《主な取り組み》

●生活困窮者に対する自立支援

生活困窮者に対し、社会福祉協議会や関係機関と連携しながら、就労支援等の自立に向けた支援を行います。

◆就労支援等の実施

ひとり親家庭等の生活基盤の安定を促すため、県で実施している社会的、経済的自立を支援するための就労支援や経済的支援の周知・啓発に取り組みます。

<その他の取り組み>

◆養育費確保のための支援 ◆児童扶養手当の支給

●ひょうごフードサポートネット

関連計画

- 猪名川町人権推進基本計画

基本目標 4. 若者の未来に向けた応援・支援

基本施策 1

若者が健やかに成長できる環境の整備

めざす姿

非行等の未然防止や早期発見・早期対応につながる効果的な取り組み、地域の人々と連携した多様な活動の機会の提供や居場所づくりのための取り組み等を推進します。

また、問題が発生した場合、警察をはじめとする関連機関と連携し、即時対応できる体制を整えていきます。

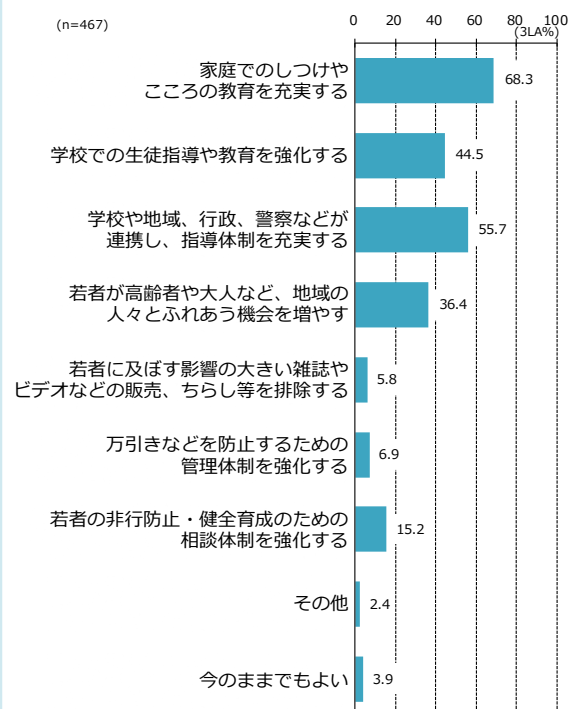
現状と課題

《現状と課題》

- 高校生や中学生は、心身のバランスが崩れやすく、非行や犯罪等に巻き込まれる恐れもあります。このような中、青少年の非行防止・安全確保に向け、青少年育成団体等によるパトロール（声かけ）などの非行防止活動に努めた結果、青少年への声かけ事案は引き続き減少傾向となっています。
- こどもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこととして、「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が7割で最も多く、次いで「学校や地域、行政、警察などが連携し、指導体制を充実する」が6割、「学校での生徒指導や教育を強化する」が4割で続いています。家庭や学校での取り組みに加え、地域・行政・警察等が連携しながら、地域全体でこども・若者の健全育成や非行防止に取り組む必要があります。
- 小・中・高校生を中心に、いわゆる「闇バイト」などの有害職業紹介やSNS等を利用した誹謗中傷、家出やネットいじめ、薬物乱用などの犯罪が増加しています。世代に応じた情報モラルの形成が必要であり、各家庭や教育現場等、成長過程に密接な場面での指導や啓発活動、住民・学校・行政・警察での早期情報共有等きめ細かな相互協力が求められています。

《データ》

こどもの健全育成や非行防止のために力を入れるべきこと



出典：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査(就学児) (R6)

※「無回答」は非表示

施策の展開

施策1 こども・若者の健全育成に向けた支援

地域と連携しながら、こども・若者の問題行動等の未然防止に努めます。また、好ましくない社会環境や情報からこども・若者を守る取り組みを推進します。

《主な取り組み》

● 環境浄化活動の実施

関係団体と連携し、有害図書や看板等、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。

◆ 情報リテラシーの育成

こどもがインターネットや SNS などの誤情報に惑わされず、情報を適切に読み解き、理解し、活用できる能力を育成します。

● 薬物乱用防止対策の推進

非行の中で最重要課題となっている薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体が協力しながら総合的な防止対策を推進します。

施策2 犯罪等からこども・若者を守る取り組みの推進

ハード面・ソフト面の両面から、犯罪の起きにくい地域づくりを推進します。また、性犯罪や DV 等様々な事案に関する相談支援体制の充実に取り組むとともに、問題が発生した場合、警察をはじめとする関連機関と連携し、即時対応できる体制を整備します。

《主な取り組み》

● 防犯意識の啓発と情報の提供

警察や防犯関係団体と連携し、防犯意識の啓発や犯罪発生情報の提供を行います。

● 青少年問題協議会を中心とした関係機関との連携

こども・若者に係る課題の研究や情報共有を通じて、関係機関との連携を図ります。

● 地域防犯活動の推進

まちづくり防犯グループ等による住民主体の防犯活動を促進・支援するとともに、地域における青色回転灯装備車による防犯パトロールの充実に図ることで、防犯意識の高揚と地域が一体となった安全活動を促進します。

● 犯罪の起きにくい環境の整備

防犯灯、防犯カメラの維持・管理を行い、道路・公園・公共施設においてハード面から犯罪の起きにくい地域づくりを継続します。

● 性犯罪やDV等に関する相談支援体制の充実

性犯罪やDV等に関する相談支援体制の充実に努めます。また、問題が発生した場合、警察をはじめとする関連機関と連携し、即時対応できる体制を整備します。

＜その他の取り組み＞

- ◆ 児童虐待の総合的な支援の強化 ◆ 社会的養護や里親制度についての周知・啓発
- ◆ こども家庭センターにおける地域資源の開拓・活用・情報発信

施策3 非行や犯罪に陥ってしまったこども・若者の更生支援の充実

非行や犯罪に陥ってしまったこども・若者が将来に希望を持って歩んでいけるよう、関係機関や支援団体、地域と連携しながら、立ち直りを支援していきます。

《主な取り組み》

● 犯罪や非行に陥ってしまったこども・若者の更生支援

犯罪や非行に陥ってしまったこども・若者の更生について、保護司、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関・団体等との連携や情報共有に努めます。

関連計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画
- 第四次猪名川町安全・安心まちづくり活動計画

めざす姿

社会生活を円滑に営む上で悩みや不安を抱えるこども・若者・その家族が適切な支援を受けられるよう、分野横断で包括的な支援体制を整えます。

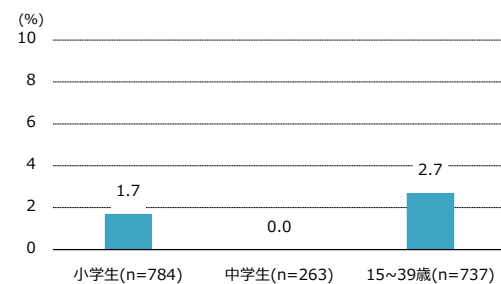
現状と課題

《現状と課題》

- ヤングケアラー等として自覚がある人は小学生で全体の 1.7%、中学生で全体の 0.0%、15～39 歳で 2.7%となっています。関係機関が連携しながらヤングケアラー等についての周知、早期発見・把握を行い、こども・若者の意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。
- 国調査の算出方法にそって本町の「広義のひきこもり」の割合を算出すると、1.6%となっています（国調査：「広義のひきこもり」は 2.05%）。また、広義のひきこもりの人の中で、その状態になってからの期間は「10 年以上」の人が 41.7%となっており、ひきこもりの長期化が課題です。
- 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となった場合に、誰にも相談しない理由として、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」が 4 割と国調査の 2 割より多くなっています。支援を求めることの重要性を広く周知することが重要です。
- 本町・兵庫県のこども・若者の相談窓口について、認知度が 50%を超えるものがなく、「どれも知らない」人が 5 割います。困ったときに相談できる先の周知が必要です。
- 相談窓口の利用意向について「利用したくない」は 5 割となっています。相談によってどのような効果が得られるか、どのような相談体制なのかについて、理解してもらい安心して相談してもらうことが重要と考えられます。

《データ》

ヤングケアラー等の状況



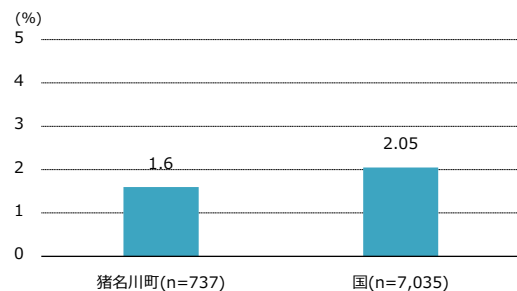
出典：小学生・中学生は猪名川町ヤングケアラー実態調査結果報告書（R5）

15～39 歳は猪名川町若者アンケート調査（R6）

※小学生・中学生は「家族の中にあなたがお世話をしている人がいる」人のうち、「自分がヤングケアラーにあてはまると思う」人の割合

※15～39 歳は「あなたはヤングケアラー・若者ケアラーだと思うか」で「かつてそうであり、今現在もそうだ」の人の割合

ひきこもりの状況



出典：猪名川町若者アンケート調査（R6）

※国の「こども・若者の意識と生活に関する調査」における「広義のひきこもり群」の定義に準じて算出

※同一の定義を一律にあてはめた結果であり、実際には必ずしもひきこもりの状態にはない者が含まれている可能性があります。また、ひきこもりの状態にある者が除かれている可能性があります。

施策の展開

施策1 ヤングケアラー・若者ケアラーに対する支援

正しい理解の浸透に向けヤングケアラー等に関する周知・啓発を行います。また、学校・関係機関と連携し、ヤングケアラー等の把握に努め、必要な支援を行います。

《主な取り組み》

● ヤングケアラー等に関する周知・啓発と人材育成

関係機関と連携した広報・啓発活動等を通じてヤングケアラー等に対する社会的認知度の向上を図ります。また、関係者を対象にヤングケアラー等の概要や支援策等を学ぶ研修等を開催します。

● ヤングケアラー等の早期発見・把握

定期的に学校等を通じた実態把握調査を行うことで、ヤングケアラー等の早期発見・把握に努めます。

● ヤングケアラー等への相談支援・福祉サービスへのつなぎ

こども家庭センターを中心に、ヤングケアラー等に寄り添った相談や支援を実施するとともに、関係機関等と連携し、本人を含めた世帯全体に必要な福祉サービスへつなぎます。

ヤングケアラー等に該当し、家事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣し無料で家事援助を行う「子育て支援ホームヘルパー」派遣を行います。

施策2 包括的な支援体制の構築・強化

複合的な課題をはじめ様々な課題・不安を抱えるこども・若者・その家族が適切な支援を受けられるよう、分野横断で包括的な支援体制の構築・強化に取り組みます。

《主な取り組み》

● 包括的な支援体制と分野横断的な相談支援体制の構築

こども・若者又はその家族の抱える複雑化・複合化した課題に対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備に努めます。また、重層的支援体制整備事業とこども・若者施策、ひきこもり支援、自殺対策等との連携を図り、分野・対象者にとらわれることのない包括的な相談支援体制について検討します。

＜その他の取り組み＞

- ◆ こども家庭センターにおける包括的な相談支援の充実

関連計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画
- 第2次猪名川すこやかプラン（猪名川町保健計画・食育推進計画・自殺対策計画）

めざす姿

こども・若者が、自分らしく、自らの夢や希望に向かって挑戦し、本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して、いきいきと社会や地域で活躍していけるよう支援します。

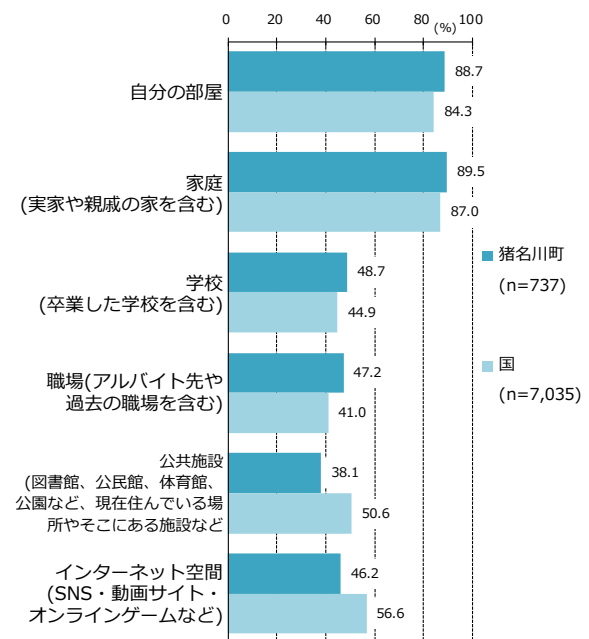
現状と課題

《現状と課題》

- 8割の若者が、「社会のために役立つことをしたい」と考えており、その内容は「自分の職業を通して」が8割で最も多く、次いで「自然・環境保護に関する活動」「家事やこどもの養育を通して」が2割で続いています。
- こども・若者が多様な価値観にふれながら、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるような環境を整備していく必要があります。
- 国と比べると、公共施設（図書館、公民館、体育館、公園など、現在住んでいる場所やそこにある施設など）、インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）は居場所となっていると考える人が少なく、家や学校・職場といったところが居場所となっています。
- 職場や学校以外で、利用したいと思う居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所、行きたい場所）について、15～34歳は「友人と話ができる場所」、35～39歳は「自然と触れ合える場所」が最も多くなっています。また、15～24歳は「自主学習ができる場所」が他の年代より多くなっています。
- こども・若者の意見聴取からも、「自習スペース」「若い世代が自分のやりたいことを実現するために支援してくれる環境」などを求める意見がみられます。
- こども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動の機会に接することができ、こども・若者が本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、居場所づくりを推進していく必要があります。

《データ》

居場所だと思う割合（国比較）



出典：猪名川町若者アンケート調査（R6）

国調査はこども・若者の意識と生活に関する調査（R4）

※値は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の和

※「家庭（実家や親戚の家を含む）」は国調査では「家庭（親せきの家を含む）」

※「学校（卒業した学校を含む）」は国調査では「学校」

※「職場（アルバイト先や過去の職場を含む）」は国調査では「職場（過去の職場を含む）」

※「公共施設（図書館、公民館、体育館、公園など、現在住んでいる場所やそこにある施設など）」は国調査では「地域（図書館や公民館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など）」

※「商業施設（大型スーパーやカフェなど、現在住んでいる場所やそこにある施設など）」「地域団体（スポーツ系及び文化系クラブ、こども食堂など、現在住んでいる場所やそこにある団体など）」は国調査にはない項目

※「インターネット空間（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）」は国調査では「インターネット空間（SNS、YouTubeやオンラインゲームなど）」

施策の展開

施策1 こども・若者の活動の応援

こども・若者の様々な活動を応援するため、地域との連携を強化し、活動の場を広げていけるよう支援していきます。また、社会貢献への意欲を持ったこども・若者の活動を応援するとともに、地域の活性化につなげていきます。

《主な取り組み》

●こども・若者の地域活動の推進

町内で活動する地域活動団体への支援を行うとともに、こども・若者が興味・関心に応じて自身の能力を活かしながら地域活動で活躍できるよう支援します。また、町との協働事業への参画を希望する地域団体と連携し、住民と行政との協働のまちづくりを推進します。

●まちづくり協議会活動の推進

まちづくり協議会が主催する行事等へのこども・若者の参加を促進し、地域内の情報共有や住民同士の交流・連携等を進めます。

＜その他の取り組み＞

- ◆持続可能なスポーツ・芸術文化活動の活性化 ◆国際交流の推進
- ◆こどもの地域活動への参加促進 ◆こどもたちがまちの未来を考える教育の推進
- ◆地域クラブ活動の推進

施策2 こども・若者の居場所づくり

こども・若者が、安全・安心に過ごせる多くの居場所を持ち、様々な学び・体験活動の機会に接しながら、本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、きめ細かな居場所づくりを進めます。

《主な取り組み》

●サードプレイスの居場所づくり

こども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、文化体育館、図書館、スポーツセンターの他、青少年団体が実施する催しなどの居場所づくりを進めます。

●学校教育施設、社会教育施設の適正管理と有効活用

誰もが生涯にわたって、安全・安心な環境で学んだり、スポーツや文化活動ができるよう、学校教育施設や社会教育施設の適切な維持・管理、長寿命化、安全性の確保や利用しやすさの向上を図ります。余裕教室を地域における学びの場として開放するなど、さらなる有効活用を進めます。

関連計画

- 第4次猪名川町地域福祉計画

私たち、若者の意見がまちづくりにつながります！

私は「こども計画」策定のための会議に若者代表として参加しています。こども・若者にとってより良いまちにするため、自分の意見を反映させる機会を得ることができ、大変嬉しく思っています。審議会では、若者の声を広く集めるため、アンケート聴取の対象者をさらに拡大する提案をしました。その結果、より多くの若者の意見を計画に反映することができ、大きな達成感を得ました。

「こども計画」はこどもたちだけでなく、私たち若者にとっても重要な計画です。ぜひ、この計画を多くの若者に読んでいただき、自分たちのまちづくりに関心を持ってほしいと願っています。一人ひとりの声が町の未来をつくる力になります。一緒により良い未来を築いていきましょう！

二十歳のつどい実行委員への挑戦が、実りある経験に！

私は二十歳のつどい（成人式）実行委員会に参加しました。きっかけは、「面白そう」という単なる好奇心でしたが、大変実りある経験となりました。

一番苦労したことがビデオレターの編集です。一度も編集の経験がなかったのですが、先生方の思いを最高の形で表現しようと尽力しました。会場では音の反響で聞こえづらくなると予想し、字幕をつけ、雰囲気作りのため BGM にもこだわりました。上映中、舞台から見えた同級生の笑顔は、今でも忘れられません。

人生に一度しかない式典を実行委員の仲間と共に創りあげることができたことは貴重な経験となりました。この経験を糧に色々なことに挑戦し、夢を追い続けたいと思います。

めざす姿

若者が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援します。また、本町の魅力・強みなどを活かしながら、若者が住み続けやすい生活環境の整備に努めます。

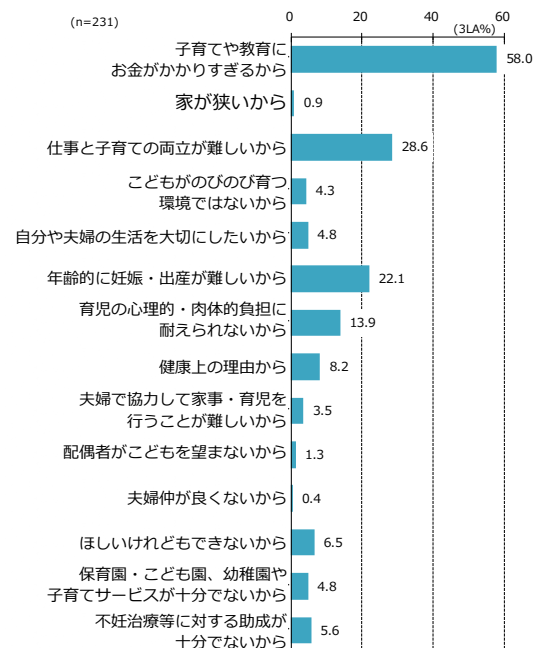
現状と課題

《現状と課題》

- 若者が、今、悩んでいることや困っていることについて、「将来のこと」が最も多く、次いで「就職や職場、仕事のこと」が続いています。若者にとって、経済的な不安がなく、将来への展望を持って生活できるよう、本町の地域特性・資源を活用し、起業・創業、多様な働き方への支援に取り組む必要があります。
- 本町の出生数は、令和3年以降は70人台と近年減少しています。こども大綱において、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。
- 理想とする（可能なら持ちたいと思う）こどもの数を「持てそうにない」理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が6割で最も多くなっています。結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために、あればよいサポートについて、「結婚や出産、育児に対する資金貸与や補助支援」「夫婦ともに働き続けられるような職場環境の充実」が多くなっていますが、年代によっては「男女の出会いの場の提供」「安定した住居の供給、住宅に対する補助支援」「産休・育休制度の充実」に対する希望も多くみられます。経済的負担の軽減や働き続けられる職場環境の充実、住宅に関する支援、出会いの機会の増加など、多面的な支援を進める必要があります。

《データ》

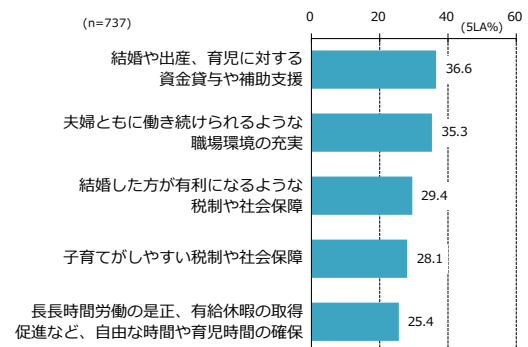
理想の数のこどもを持たないと思う理由



出典：猪名川町若者アンケート調査（R6）

※「その他」「無回答」は非表示

結婚や出産、子育てしやすいと思える環境をつくるために、あればよいサポート(上位5項目)



出典：猪名川町若者アンケート調査（R6）

施策の展開

施策1 若者の多様な働き方への支援

若者が、経済的な不安がなく将来への展望を持って生活できるよう、本町の地域特性・資源を活用し、起業・創業、多様な働き方への支援に取り組みます。

《主な取り組み》

●若者に対する就労支援

就労希望者に対する相談窓口の設置やさんだ若者サポートステーションへの誘導を行い、就職希望者一人ひとりの状況に合わせて就労に向けてサポートを行います。

●多様な起業・創業支援の展開

猪名川町商工会等の関係機関と連携し、創業希望者、創業者に対し、窓口相談、創業セミナー等の支援を行うとともに、地元金融機関等と連携し、各々の強みを活かした支援を行います。

地域において誰もが挑戦・活躍できるよう、商工会等と連携し、社会的課題を解決するためのビジネス（ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス）のあり方を検討し、具体的な支援の仕組みを構築します。

●町内での雇用機会の創出と雇用の促進

ハローワークや関係機関、地元企業等と連携した雇用促進に向けた取り組みを進めます。また、起業・創業支援の取り組みと連携し、新たな雇用の場の確保・拡充をめざします。

＜その他の取り組み＞

◆ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ◆就労に関する各種講座・セミナーの開催

施策2 結婚・子育て支援の充実

結婚を希望する人への支援として、出会いの機会・場の創出支援を行います。また、子育てを希望する人への支援として、経済的な支援とともに、子育て支援、住まいの支援等多面的な支援を進めます。

《主な取り組み》

●男女の新たな出会いの支援

社会全体で結婚を応援し、男女の新たな出会いを支援するため、県の「ひょうご出会いサポートセンター」の周知・啓発を行います。また、結婚支援業務に関する専門的な知見を持つ兵庫県結婚支援コンシェルジュによる相談会等を実施し、結婚を希望する若者へ支援を行います。

●子育て世代に対する横断的な支援

子育て世代が安心してのびのびと子育てができるよう、子育て支援や特色ある教育を行うとともに、住まいに関する取り組みを横断的に進めます。

<その他の取り組み>

- ◆医療費の負担軽減 ◆児童手当の支給 ◆保育料の適正化と給食費の負担軽減
- ◆不妊症や不育症への支援の充実 ◆ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ◆子育てに参画しやすい環境の整備 ◆就労に関する各種講座・セミナーの開催

施策3 若者が住み続けやすい生活環境の整備

ニュータウンエリアの活性化や利用しやすい交通環境の整備をはじめ、若者が住み続けやすい生活環境の整備に努めます。

《主な取り組み》

●ニュータウンエリアの活性化

多くの住民が暮らすニュータウンエリアにおける既存住宅ストックをスムーズに流通・活用し、安定した住居の供給を促します。また、ニュータウンエリアには、医療施設や生活利便施設等が集積しており、利用者の維持・にぎわい創出を通じて、若者世代に選ばれる住みよい住環境づくりを推進します。

●持続可能な公共交通の整備

公共交通は、住民の生活交通手段の確保や学生等の外出を支援するための必要不可欠な社会基盤の一つであり、まちのにぎわいの創出や健康増進、人の交流の活性化を図る役割を担っています。持続可能な公共交通の維持にむけて、適正なサービス水準の確保や乗り継ぎ拠点の整備等、引き続き利用しやすい公共交通をめざして取り組みます。

●子育て世代の移住促進

町の魅力・強みなどを町内外に伝え、拡げることで、交流人口や移住・定住人口、関係人口の増加をめざします。

<その他の取り組み>

- ◆特色ある学校・園づくり ◆こどもに関する医療体制の充実 ◆かかりつけ医の推進

関連計画

- 創業支援等事業計画
- 第四次猪名川町男女共同参画行動計画
- 第3期猪名川町教育振興基本計画
- 猪名川町都市計画マスタープラン
- 猪名川町地域公共交通計画

第3章 子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域

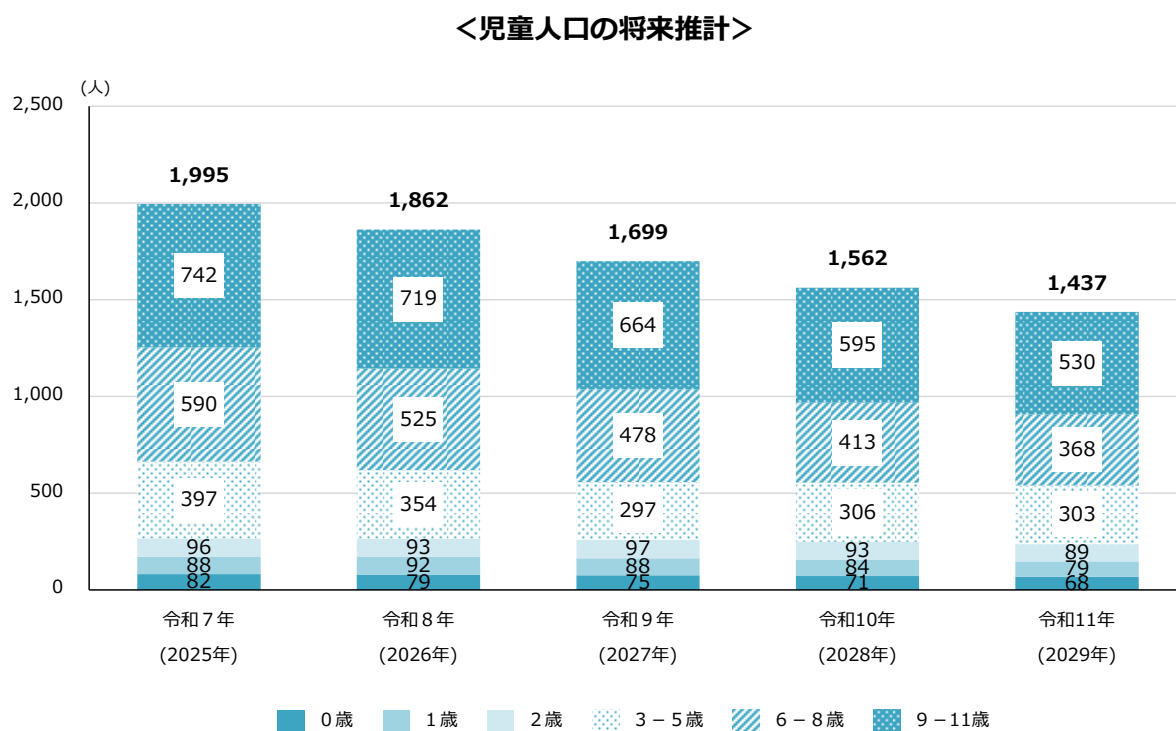
子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、区域ごとに計画期間中（令和7～11年度）の利用に関するニーズ量（量の見込み）と整備目標（確保方策）を定める必要があります。

本町における教育・保育及び地域子育て支援事業に係る区域は、町内全域を1区域と捉えます。

現在の利用実態や住民意識調査から今後のニーズを把握した上で、提供体制の確保を図り、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育て支援事業に取り組みます。

2. 児童人口の推計

本町の児童人口の推計については、下記のとおり減少傾向が見込まれています。各年齢区分で年々減少が予測されています。



資料：住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法で推計

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

認定こども園、幼稚園及び認可保育所（園）、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業等）を利用する際には、教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、こどもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号の3つの区分があり、認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

■ 設定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳児、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳児、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、特定地域型保育事業

	単位	実績（各年度4月1日現在）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	3～5歳児 人／年	352人	304人	242人	217人	187人
2号（教育ニーズ：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）		11人	9人	15人	10人	10人
2号（保育ニーズ：認定こども園及び保育所）		275人	271人	270人	254人	252人
1号認定、2号認定合計		638人	584人	527人	481人	449人
3号	0歳児 人／年	9人	11人	5人	4人	8人
	1歳児 人／年	52人	45人	58人	40人	42人
	2歳児 人／年	65人	69人	58人	70人	45人

● 1号認定と2号認定（教育ニーズ）

<量の見込み>

保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

町内2か所の公立幼稚園と3か所の私立認定こども園で確保することとします。

● 2号認定（保育ニーズ）と3号認定

<量の見込み>

保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

町内 1 か所の公立保育所と 3 か所の私立認定こども園で確保します。

			量の見込み・確保方策				
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号認定	①量の見込み		163 人	142 人	116 人	116 人	114 人
	確保 方策	認定こども園	189 人	189 人	189 人	189 人	189 人
		幼稚園	180 人	180 人	180 人	180 人	180 人
		②計	369 人	369 人	369 人	369 人	369 人
	過不足 (②－①)		206 人	227 人	253 人	253 人	255 人

			量の見込み・確保方策				
			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
2 号認定	量の 見込み	教育二一ズ	9 人	9 人	8 人	8 人	8 人
		保育二一ズ	222 人	200 人	171 人	178 人	177 人
		①計	231 人	209 人	179 人	186 人	185 人
	確保 方策	認定こども園	255 人	255 人	255 人	255 人	255 人
		保育所	57 人	57 人	57 人	57 人	57 人
		②計	312 人	312 人	312 人	312 人	312 人
	過不足 (②－①)		81 人	103 人	133 人	126 人	127 人

			量の見込み・確保方策				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 0歳児	①量の見込み		8人	9人	9人	9人	10人
	確保 方策	認定こども園	18人	18人	18人	18人	18人
		保育所	6人	6人	6人	6人	6人
		②計	24人	24人	24人	24人	24人
	過不足（②－①）		16人	15人	15人	15人	14人
3号認定 1歳児	①量の見込み		41人	44人	42人	41人	39人
	確保 方策	認定こども園	45人	45人	45人	45人	45人
		保育所	12人	12人	12人	12人	12人
		②計	57人	57人	57人	57人	57人
	過不足（②－①）		16人	13人	15人	16人	18人
3号認定 2歳児	①量の見込み		49人	48人	50人	48人	46人
	確保 方策	認定こども園	63人	63人	63人	63人	63人
		保育所	15人	15人	15人	15人	15人
		②計	78人	78人	78人	78人	78人
	過不足（②－①）		29人	30人	28人	30人	32人
3号認定 計	①量の見込み		98人	101人	101人	98人	95人
	確保 方策	認定こども園	126人	126人	126人	126人	126人
		保育所	33人	33人	33人	33人	33人
		②計	159人	159人	159人	159人	159人
	過不足（②－①）		61人	58人	58人	61人	64人

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第 59 条に「市町村は、内閣府令で定めるところにより、第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする」と規定されています。

令和 4 年の児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されるとともに、令和 6 年の子ども・子育て支援法改正により、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」「妊婦等包括相談支援事業」が新たに創設されました。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、本計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要があります。

事 業	
1	利用者支援事業
2	地域子育て支援拠点事業
3	妊婦健康診査事業
4	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
5	養育支援訪問事業
6	子育て短期支援事業
7	ファミリー・サポート・センター事業
8	一時預かり事業
9	延長保育事業
10	病児・病後児保育事業
11	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）
12	子育て世帯訪問支援事業【新規】
13	児童育成支援拠点事業【新規】
14	親子関係形成支援事業【新規】
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業
16	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
17	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】
18	産後ケア事業【新規】
19	妊婦等包括相談支援事業【新規】

※次ページ以降の「実績」の数値は、令和 2 年度から令和 5 年度は 3 月末時点、令和 6 年度は 9 月末時点の実績値から推計した数値です。

※「人日」「人回」とは、延べ日数・延べ回数単位です。

(1) 利用者支援事業

事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

- ・基本型 : 身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用にあたっての助言・支援を行います。また、利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域で必要な社会資源の開発等を行います。
- ・母子保健型 : 保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする方が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定等を行います。

<量の見込み>

子育て支援センターの拡充として、令和7年度に「こども家庭センター」を設置します。

<確保方策>

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターにより、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を通じて切れ目のない支援を行います。また、「地域子育て相談機関」は、目標を令和10年度に1か所、令和11年度に2か所とし、各中学校区への設置をめざします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	地域子育て相談機関	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所
確保方策	こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	地域子育て相談機関	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所

- ・こども家庭センター型：母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。
- ・地域子育て相談機関：身近に相談することができる地域の相談機関。地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。また、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努める機関です。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	3,691 人回	4,334 人回	4,469 人回	4,417 人回	4,062 人回

<量の見込み>

令和3年度から令和5年度の利用実績及び対象となる0～2歳児の児童数を勘案し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

子育て支援センターと私立認定こども園2か所、合計3か所により提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4,032 人回	3,960 人回	3,864 人回	3,696 人回	3,552 人回
確保方策	4,032 人回	3,960 人回	3,864 人回	3,696 人回	3,552 人回

(3) 妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、妊娠期間中の①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	受診延べ回数	1,460 人回	894 人回	1,087 人回	819 人回	788 人回
	妊婦数	201 人	123 人	133 人	133 人	128 人

<量の見込み>

該当年度の翌年度の0歳児人口を基に、年度をまたいで受診する人数を勘案し量の見込みを設定します。

<確保方策>

妊婦健康診査については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦が適正に受診できるよう実施体制を整え事業内容を周知します。また、助成回数・金額等を、より利用しやすい内容に見直していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	受診延べ回数	945 人回	931 人回	896 人回	847 人回	805 人回
	妊婦数	135 人	133 人	128 人	121 人	115 人
確保方策	受診延べ回数	945 人回	931 人回	896 人回	847 人回	805 人回
	妊婦数	135 人	133 人	128 人	121 人	115 人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

事業概要

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	119人	65人	56人	68人	62人

<量の見込み>

該当年度の0歳児人口を量の見込みとして設定します。

<確保方策>

生後4か月までの乳児に対し、保健センター保健師、委託事業所が対象者宅を訪問し、育児不安の早期発見につなげます。また、里帰りで滞在している場合、希望があれば訪問します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	82人	79人	75人	71人	68人
確保方策	82人	79人	75人	71人	68人

(5) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	11人	13人	21人	17人	19人

<量の見込み>

令和6年4月時点の要保護児童数を令和7年度以降の量の見込みとして設定します。

<確保方策>

家庭児童相談員により実施体制を確保し、養育支援が必要な子どもや家庭に対し、適切な相談支援や指導・助言を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19人	19人	19人	19人	19人
確保方策	19人	19人	19人	19人	19人

(6) 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	18人日	0人日	0人日	6人日	0人日

<量の見込み>

令和2年度から令和5年度の利用実績の平均値を令和7年度以降の量の見込みとして設定します。

<確保方策>

町内では1か所で実施していますが、必要に応じて町外の施設とも連携し、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日
確保方策	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	0 人日	42 人日	91 人日	142 人日	9 人日

<量の見込み>

令和7年度は、令和3年度から令和5年度の利用実績の平均値とし、令和8年度以降は対象人口の減少率を加味し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

川西市と共同実施している「かわにしファミリーサポートセンター」により、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	92 人日	86 人日	79 人日	70 人日	62 人日
確保方策	92 人日	86 人日	79 人日	70 人日	62 人日

(8) 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【一時預かり事業（幼稚園型）：幼稚園や認定こども園の在園児を対象にした事業】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	3,141 人日	6,502 人日	6,426 人日	5,534 人日	5,489 人日

<量の見込み>

国が示す計算式により算出した結果に加え、令和3年度から令和5年度の利用実績を勘案し、量の見込みを設定します。私立認定こども園での実施に加え、令和3年5月からは公立幼稚園においても実施しています。

<確保方策>

私立認定こども園3か所、公立幼稚園2か所、合計5か所により提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,346 人日	5,242 人日	5,191 人日	5,163 人日	5,024 人日
確保方策	5,346 人日	5,242 人日	5,191 人日	5,163 人日	5,024 人日

【一時預かり事業（幼稚園型を除く）：幼稚園型以外で、一時的に家庭での保育が困難となった場合等にこどもを預かる事業】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	3,559 人日	3,857 人日	4,071 人日	4,094 人日	3,992 人日

<量の見込み>

国が示す計算式により算出した結果に加え、令和2年度から令和5年度の利用実績を勘案し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

私立認定こども園1か所により、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,978 人日	3,857 人日	3,745 人日	3,725 人日	3,705 人日
確保方策	3,978 人日	3,857 人日	3,745 人日	3,725 人日	3,705 人日

(9) 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、認定こども園・保育所等で保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	182人	171人	219人	202人	182人

<量の見込み>

国が示す計算式により算出した結果に加え、令和2年度から令和5年度の利用実績を勘案し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

引き続き、公立保育園1か所、私立認定こども園3か所、合計4か所により提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	179人	166人	148人	148人	145人
確保方策	179人	166人	148人	148人	145人

(10) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気又は病気の回復期にあり集団保育が困難な児童について、病院に付設された専用スペース等において、保育士や看護師が一時的に保育する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	16 人日	48 人日	88 人日	127 人日	152 人日

<量の見込み>

国の示す計算式により算出した結果に加え、令和5年度から令和6年度の利用実績を勘案し、量の見込みを設定します。現在は、生駒病院に付設された病児・病後児保育室により、提供体制を確保しています。

<確保方策>

引き続き、生駒病院に付設された病児・病後児保育室1室（定員数2人、年間200日）により、提供体制を確保します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	168 人日	182 人日	179 人日	175 人日	164 人日
確保方策	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日

(11) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成室）

事業概要

保護者が就労等により昼間保育ができない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（合計）		296人	279人	285人	296人	307人
学年別内訳	1年生	65人	85人	66人	89人	69人
	2年生	68人	60人	81人	66人	84人
	3年生	58人	61人	49人	70人	61人
	4年生	54人	37人	52人	30人	57人
	5年生	44人	21人	24人	26人	16人
	6年生	7人	15人	13人	15人	20人

<量の見込み>

令和6年度5歳児の保育ニーズ及び令和2年度から令和6年度の留守家庭児童育成室の入所率を勘案し、量の見込みを設定します。町内5小学校9育成室において事業を実施しています。

<確保方策>

町内5小学校9育成室により、提供体制を確保します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（合計）		320人	315人	300人	271人	243人
学年別内訳	1年生	71人	65人	70人	43人	46人
	2年生	70人	67人	61人	66人	41人
	3年生	80人	65人	62人	57人	61人
	4年生	47人	65人	53人	50人	46人
	5年生	37人	25人	35人	28人	27人
	6年生	15人	28人	19人	27人	22人
確保方策		320人	315人	300人	271人	243人

(12) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

事業概要

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助そ
の他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込み>

令和3年度から令和5年度の子育て支援ホームヘルパー事業の利用実績の平均値を令
和7年度以降の量の見込みとして設定します。

<確保方策>

産前・産後又はヤングケアラー等に該当する、家事・育児が困難な家庭にホームヘルパ
ーを派遣する子育て支援ホームヘルパー事業を実施し、必要な支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日
確保方策	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日	74 人日

(13) 児童育成支援拠点事業【新規】

事業概要

養育環境等に関する課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

<量の見込み>

令和6年4月時点の要保護児童数を令和7年度以降の量の見込みとして設定します。

<確保方策>

こどもを対象とした食事の提供、学習・生活指導支援等の活動を行う居場所において、こどもに対する見守り体制の強化を図り、必要に応じてこども家庭センター等の適切な関係機関の紹介や支援につなぎます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19人	19人	19人	19人	19人
確保方策	19人	19人	19人	19人	19人

(14) 親子関係形成支援事業【新規】

事業概要

親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとその保護者に対し、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込み>

本事業における支援が必要な家庭の見込み数を、令和7年度以降の量の見込みとして設定します。

<確保方策>

親子間における適切な関係性の構築等を目的とした講座の開催により、必要な支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人	5人	5人	6人	7人
確保方策	5人	5人	5人	6人	7人

(15) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、教材等の購入や行事への参加に要する費用及び新制度未移行園の食事の提供に要する費用等を助成する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	7人	7人	4人	4人	2人

<量の見込み>

国の制度に即して、新制度に移行していない幼稚園を利用する低所得世帯及び第3子以降のこどもの数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策>

対象となる世帯の把握に努め、必要に応じて、実費徴収に係る補足給付事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

(16) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援や、特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

<事業の考え方>

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性等を主な観点として、事業者と協議を行います。

また、国制度に即して、私学助成等の対象とならない特別な支援が必要なこどもがいる私立認定こども園に対し、補助を実施します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

事業概要

満3歳未満の乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込み>

国の示す計算式により算出した結果に加え、住民意識調査で得られた本事業の利用意向を勘案し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

令和8年度の本格実施に先駆け、令和7年度より、公立保育園および私立認定こども園2園で試行的に本事業を実施します。国の制度を注視しつつ、町内の教育・保育施設と連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (月当たり 延べ利用者数)	63 人日	124 人日	121 人日	115 人日	108 人日
確保方策 (月当たり 延べ利用者数)	63 人日	126 人日	168 人日	168 人日	168 人日

(18) 産後ケア事業【新規】

事業概要

産後の身体的回復、心理的な安定を促進することを目的に、助産師の訪問や医療機関などへの通所等により、専門家からの的確なアドバイスを通じて、安心して子育てができるよう支援する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	73 人日	39 人日	61 人日	54 人日	55 人日

<量の見込み>

前年度及び該当年度の0歳児人口を基に、訪問型及び通所型をそれぞれ利用する人数を勘案し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

指定の病院、助産院等と連携し、内容の充実を図り、提供体制の確保を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	55 人日	53 人日	51 人日	48 人日	46 人日
確保方策	55 人日	53 人日	51 人日	48 人日	46 人日

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

事業概要

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	222回	161回	148回	144回	146回

※①妊婦との面談回数、②妊娠8か月以降のアンケート調査への回答数、③乳児家庭全戸訪問事業の訪問数の合計を実績として記載しています。

<量の見込み>

前年度及び該当年度の0歳児人口を基に、妊娠届出数×1組あたりの面談回数（3回）と想定し、量の見込みを設定します。

<確保方策>

こども家庭センターなどで必要な支援を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	82回	79回	75回	71回	68回
	1組あたり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	246回	237回	225回	213回	204回
確保方策	こども家庭センター	82回	79回	75回	71回	68回
	上記以外	164回	158回	150回	142回	136回

5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 就学前教育・保育施設にかかる基本的な考え方

幼稚園及び保育所の機能を併せ持つ認定こども園は、「教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟にこどもを受け入れることができる施設です。

私立の就学前教育・保育施設については、令和5年度までに3園の幼保連携型認定こども園化を実施し、現在、町内の教育・保育施設は、私立認定こども園3園、公立保育所1園、公立幼稚園2園となっています。

公立の就学前教育・保育施設については、将来的な就学前人口の減少や共働き世帯の増加などの保育需要や就学前教育・保育施設の配置状況について勘案しながら、今後のあり方について検討します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進体制について

① 質の高い教育・保育の提供と資質向上

幼児教育・保育において、こども一人ひとりの発達・個性に合わせた集団生活における主体的な遊び・学びを通じた人間形成と、社会で生きるための基礎の育成のため、研修等の充実により、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上に努めます。

また、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくため、保育人材の確保に向けた取り組みを実施します。

教育・保育給付の中で保育士等への処遇改善を実施するとともに、監査機能を強化し、保育士等の給与に確実に反映されているか確認を行い、処遇改善を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の基本的な考え方及び推進方策

こども家庭センターを相談支援の中心とし、町内の教育・保育施設において「地域子育て相談機関」や「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」等の整備を行うことで、安心してこどもを産み育て、まち全体でこどもを育む社会の実現に向けた取り組みを進めます。

③ 教育・保育施設と小学校との連携

町内の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の情報の共有化、園児と小学生の交流、職員間の交流を進めるとともに、幼稚園から小学校への移行のためのカリキュラムを作成・充実し、幼児期における教育・保育と小学校との円滑な接続の推進を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適切な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導、監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

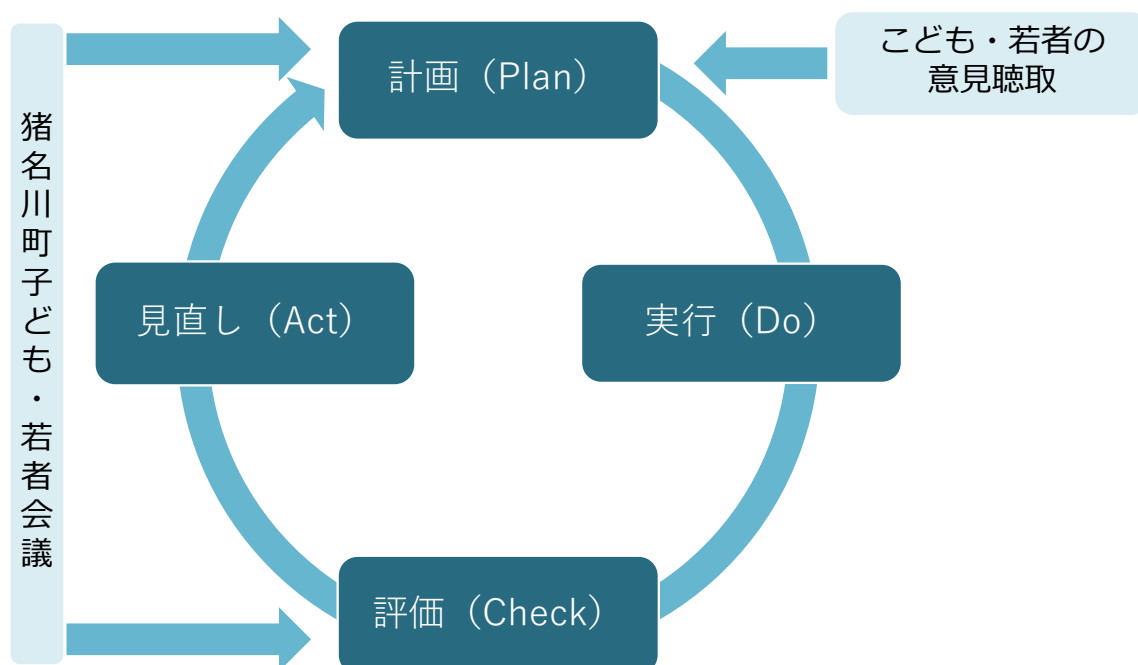
本計画に基づくこども施策については、妊娠・出産期から幼児期・学童期・思春期、そして青年期まで、それぞれのライフステージに応じた幅広い取り組みが求められることから、庁内関係部署が横断的に施策の推進を図ります。

また、国や県、近隣自治体とも連携を深めるとともに、学校・地域・事業者等、こども施策に関わる多様な主体と一体となって取り組んでいきます。

2. 点検・評価体制

本計画は、PDCA サイクルによる進行管理を行います。計画（Plan）に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Act）を図ります。

点検・評価にあたっては、「猪名川町子ども・若者会議」が、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体等から得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



3. 指標と目標設定一覧

5年後に計画の達成度を測るため、こども・若者・保護者の意識の変化などを把握する指標を、以下のように設定します。

計画の達成度を測る指標	現状	目標
本町の子育ての環境や支援に満足している就学前児童の保護者の割合※1	46.3%	↗
生活に満足しているこどもの割合※2	75.1%	↗
社会のために役立つことをしたいと思う若者の割合※3	82.7%	↗

【資料】

- ※1：猪名川町子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童の保護者用）で本町の子育て環境や支援への満足度「4点」～「5点」と答えた割合（1～5点で満足度を測定）
- ※2：猪名川町こどもの生活に関する調査（小学5年生から中学3年生）で生活満足度「6点」～「10点」と答えた割合（0～10点で満足度を測定）
- ※3：猪名川町若者アンケート調査（15～39歳）で「社会のために役立つことをしたい」と思うかについて、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」と答えた割合